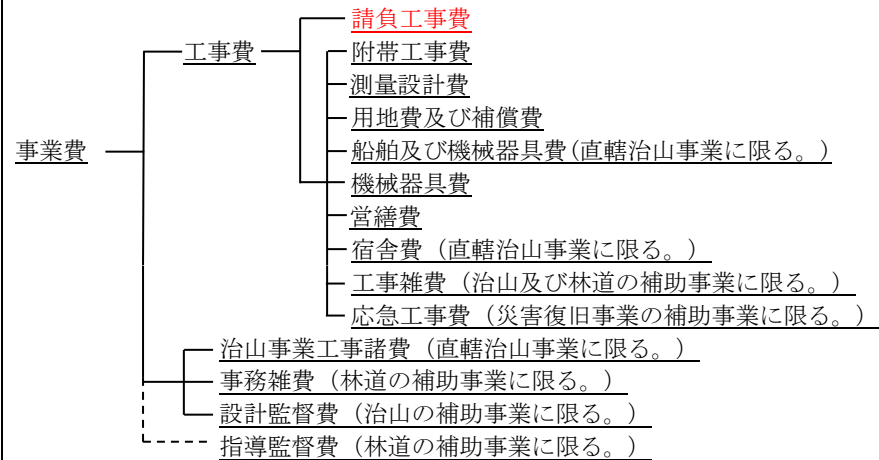


森林整備保全事業設計積算要領の制定について（平成 12 年 3 月 31 日付け 12 林野計第 138 号林野庁長官通知）
一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
第 1 趣旨 <u>この要領は、森林整備保全事業（治山関係事業及び林道関係事業をいう。）における工事の設計書に計上すべき当該工事の工事費（以下「請負工事費」という。）の算定について必要な事項を定めることにより、請負工事の予定価格を適正にすることを目的とする。</u> 森林整備保全事業の設計書の作成に関する事務取扱いについては、次の要領に定められるもののほか、この要領に定めるところに準拠して行うものとする。 [略] 第 2 1～26 [略] 第 3 設計書の構成 <u>森林整備保全事業の請負工事に係る</u>設計書は、積算書及び設計図から構成されるものとしその構成は次のとおりとする。 1 積算書の構成 積算書の構成は、次によるものとする。	第 1 趣旨 森林整備保全事業（治山関係事業及び林道関係事業をいう。）の設計書の作成に関する事務取扱いについては、次の要領に定められるもののほか、この要領に定めるところに準拠して行うものとする。 [略] 第 2 1～26 [略] 第 3 設計書の構成 <u>治山関係事業及び林道関係事業</u>の設計書は、積算書及び設計図から構成されるものとしその構成は次のとおりとする。 1 積算書の構成 <u>請負施工に係る</u>積算書の構成は、次によるものとする。

なお、請負工事費を含む事業費の構成は、次のとおり。
(事業費の構成)



(注) 1 工種区分が道路維持工事のうち、管理を目的とした維持的工事を複数年に渡って工期を設定し発注する場合は、年度毎に分けて積算するものとする。

2～7 [略]

2 設計図の構成
[略]

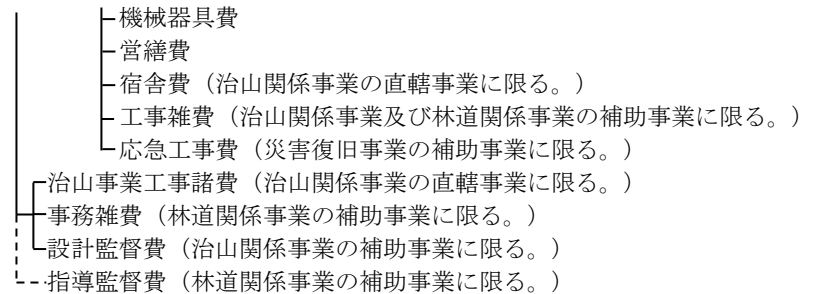
第4 特例

次の各号に掲げる工事については、この要領によらないで実施することができるものとする。

① 鋼橋製作等主として工場製作に係る工事

② 設備又は営繕関係を主体とする工事

③ 前2号以外の工事であって、この要領によることが著しく不適当であると認められるもの



(注)

1～6 [略]

2 設計図の構成
[略]

[新設]

第5 積算書の内容

1 請負工事費

請負工事費は、森林整備保全事業の目的を達成するために直接必要な施設の施工に係る工事の費用とし、箇所又は請負契約ごとに積算するものとし、その内訳は、直接工事費、間接工事費及び一般管理費等並びに消費税等相当額とする。

(1) 直接工事費

直接工事費は、目的とする施設の施工に直接必要な材料費、労務費及び直接経費（特許使用料、水道光熱電力料及び機械経費）、仮設費並びにその他費用とし、その内容は次のとおりとする。

ア・イ [略]

ウ 直接経費

直接経費は、工事を施工するに直接必要な経費とし、次の(ア)、(イ)及び(ウ)によるものとする。

(ア) 特許使用料

特許使用料は、契約に基づき使用する特許の使用料及び派遣する技術者等に要する費用の合計額とする。

(イ) 水道光熱電力料

水道光熱電力料は、工事を施工するために必要な電力、電灯使用料及び用水使用料とする。

(ウ) [略]

エ 仮設費

仮設費は、目的とする工事の施工に必要な仮施設の施工（以下「仮設工」という。）に直接必要なア、イ及びウの費用（共通仮設費に含まれるものを除く。）とし、その内容は次のとおりとする。

(ア) 型枠、支保工及び足場工に要する費用

(イ) 山留（土留、仮締切）、仮井筒及び築島工に要する費用

(ウ) 水替工及び仮水路に要する費用

(エ) 工事施工に必要な機械設備（コンクリートプラント、アスファルトプラント等）に要する費用

(オ) 電力、用水等の供給設備に要する費用

(カ) 仮道、仮橋、現場補修等に要する費用

(キ) 工事施工に必要な防護施設に要する費用

(ク) 工事施工に伴う防じん対策に要する費用

(ケ) 仮区画線に係る費用

第4 積算書の内容

1 本工事費

本工事費は、治山関係事業及び林道関係事業の目的を達成するために直接必要な施設の施工に係る工事の費用とし、箇所又は請負契約ごとに積算するものとし、その内訳は、直接工事費、間接工事費及び一般管理費等並びに消費税等相当額とする。

(1) 直接工事費

直接工事費は、目的とする施設の施工及び目的とする施設の施工に必要な仮施設の施工（共通仮設費に含まれるものを除く。）に直接必要な材料費、労務費及び直接経費（特許使用料、水道光熱電力料及び機械経費）とし、その内容は次のとおりとする。

ア・イ [略]

ウ 直接経費

直接経費は、工事を施工するに直接必要な経費とし、次の(ア)、(イ)及び(ウ)によるものとする。

(ア) 特許使用料

特許使用料は、契約に基づき使用される特許の使用料及び派遣される技術者等に要する費用の合計額とする。

(イ) 水道光熱電力料

水道光熱電力料は、本工事の施工に直接必要な電力、電灯使用料及び用水使用料とする（基本料金は除く。）。

(ウ) [略]

[新設]

オ その他費用

その他費用は、交通誘導員、機械の誘導等の交通管理に要する費用とする。

(2) 間接工事費

間接工事費は、各工事部門共通の直接工事費以外の工事費及び経費であり、共通仮設費及び現場管理費に区分し、その内容は、次によるものとする。

ア 共通仮設費

(ア) 運搬費

- a 機械器具の運搬に要する費用
- b 現場内における器材の運搬に要する費用

(イ) 準備費

- a 準備及び片付けに要する費用
- b 調査、測量、丁張り等に要する費用
- c 伐開、整地及び除草に要する費用

(ウ) [略]

(エ) 事業損失防止施設費

工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、濁水、地下水の断絶等の事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去費及び当該施設の維持管理等に要する費用

(オ) [略]

(カ) 営繕費

現場事務所、労務者宿舍、試験室等の営繕及び労働者の輸送に要する費用

(キ) 安全費

[略]

イ 現場管理費

現場管理費は、工事施工にあたって、工事を管理するために必要な共通仮設費以外の経費であり、その内容は、次の(ア)から(ク)によるものとする。

(ア)～(ス) [略]

(セ) 工事登録等に要する費用

工事実績の登録等に係る費用

(ソ)～(タ) [略]

[新設]

(2) 間接工事費

間接工事費は、共通仮設費及び現場管理費とし、その内容は、次によるものとする。

ア 共通仮設費

共通仮設費は、運搬費、準備費、役務費、事業損失防止施設費、技術管理費、営繕費及び安全費とし、その内容は、それぞれ次の(ア)から(キ)によるものとする。

(ア) 運搬費

機械器具等の運搬に要する費用（機械経費及び材料費で支弁すべきものは除く。）

(イ) 準備費

工事の準備等に要する費用

(ウ) [略]

(エ) 事業損失防止施設費

工事の施工に伴って発生する騒音、濁水、地下水の断絶等を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去費及び当該施設の維持管理等に要する費用

(オ) [略]

(カ) 営繕費

現場事務所、労務者宿舍及び試験室等の営繕に要する費用

(キ) 安全費

[略]

イ 現場管理費

現場管理費は、請負業者等が現場の管理事務等の処理に要する費用とし、その内容は、それぞれ次の(ア)から(ク)によるものとする。

(ア)～(ス) [略]

(セ) 工事登録費用

工事実績等の登録に係る費用

(ソ)～(タ) [略]

(3) 一般管理費等

一般管理費等は、工事施工に当たる企業の継続運営に必要な費用をであり、一般管理費及び不可利益に区分し、その内容は次のとおり。

ア・イ [略]

(4) [略]

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

(3) 一般管理費等

一般管理費等は、請負業者等の本店及び支店における業務の処理に要する費用並びに不可利益とし、その内容はそれぞれ次のアの(ア)から(イ)及びイの(イ)から(ロ)によるものとする。

ア・イ [略]

(4) [略]

2 附帯工事費

附帯工事費は、治山関係事業及び林道関係事業の工事の施工により他の施設の全部若しくは一部の機能若しくは効用が失われる場合、又は他の施設、人家等に被害を与えるおそれがある場合にこれを回復、又は被害を防止させるための施設を施工する工事（以下「附帯工事」という。）に要する費用とする。

3 測量設計費

測量設計費は、治山関係事業及び林道関係事業の工事及び附帯工事を実施するために必要な調査、測量、設計、試験、観測等に必要な請負費、委託費とする。

ただし、当該区域及び当該路線に係る本工事が2年度以上にわたって継続施工されるもので、当該区域及び当該路線に係る工事に関する全体計画が策定されている場合には、当該年度施工予定箇所を含む当該全体計画に関連する測量設計費を含めることができる。

4 用地費及び補償費

用地費及び補償費は、治山関係事業の工事の施工に必要な土地等の買収費、借料（現場事務所、宿舍等の敷地購入費等を除く。）、及び施工によって損失を受ける者に対する補償に要する費用（補償金に代えて直接施工する補償工事に要する費用を含む。）とする。

ただし、当該区域に係る工事が2年度以上にわたって施工されるものであり、当該区域に係る工事に関する全体計画が策定されている場合には、当該年度施工予定箇所を含む当該全体計画に関連する用地費及び補償費を含めることができる。

また、林道関係事業の工事の施工に必要な土地等の買収、借料及び工事の施工によって損失を受ける者に対する補償に要する費用とする。

5 船舶及び機械器具費

船舶及び機械器具費は、治山関係事業の直轄事業に係る工事の施工に直接必要な船舶、機械、器具及び車両（乗用車を除く。）の購入費（備付費を含む。）、建造費、補修費、借料、損料、保管料等とする。

6 機械器具費

機械器具費は、治山関係事業及び林道関係事業の補助事業に係る工事の施工に係るものとして、事業主体が機械器具等を請負業者に貸与して請負工事を施工させることが特に必要と認められる時に、これに要する費用とする。

[削る]	7 営繕費 営繕費は、治山関係事業及び林道関係事業に係る工事の施工に必要な現場事務所、<u>見 張所、倉庫、仮設宿舍等の新築、改築、購入、修繕等に要する費用及び借料並びにこれらの建物に係る敷地の買収費、借料及びこれに附帯する電気、電話、水道、ガス、排水 等の工事に要する費用とする。</u>
[削る]	8 宿舍費 宿舍費は、治山関係事業の直轄事業に係る工事の施工に直接必要な宿舍及び合宿所の<u>新築・改築・購入・修繕等に要する費用及び借料並びにこれらの建物に係る敷地の</u>
[削る]	<u>買収費・借料及びこれらの附帯する電気、電話、水道、ガス、排水等の工事に要する費用とする。</u> 9 応急工事費
[削る]	緊急に復旧が必要な工事のうち、応急的に施工する必要がある工事費用で、治山、<u>地すべり及び林道施設災害復旧事業の応急工事費に限るものとする。</u> 10 工事雑費
[削る]	林業関係公共事業地方事務費等の取扱いについて（平成 10 年 4 月 1 日付け 10 林野政第 152 号林野庁長官通達）によるものとする。 11 事務雑費
[削る]	林業関係公共事業地方事務費等の取扱いについて（平成 10 年 4 月 1 日付け 10 林野政第 152 号林野庁長官通達）によるものとする。 12 設計監督費
[削る]	林業関係公共事業地方事務費等の取扱いについて（平成 10 年 4 月 1 日付け 10 林野政第 152 号林野庁長官通達）によるものとする。 13 指導監督費
[削る]	林業関係公共事業地方事務費等の取扱いについて（平成 10 年 4 月 1 日付け 10 林野政第 152 号林野庁長官通達）によるものとする。 14 治山事業工事諸費
	治山事業工事諸費は、治山関係事業の直轄事業に係る工事の施工に直接必要な職員旅費、日額旅費、庁費、工事雑費、自動車重量税及び賠償償還及び払戻金とする。
<u>第 6 請負工事費</u>の積算基準 積算書は、次の要領により作成するものとする。 1 <u>請負工事費</u>の積算 (1) 直接工事費 直接工事費に係る各費目の積算は、<u>各工事部門を工種種別及びその細別に区分し、各区分ごとに、目的とする施設の施工及び仮設工</u>に直接必要な次の<u>アからエまで</u>について積算するものとする。	<u>第 5 事業費</u>の積算基準 積算書は、次の要領により作成するものとする。 1 <u>本工事費</u>の積算 (1) 直接工事費 直接工事費は、単価表及び明細表により工種区分ごとに、目的とする施設の施工に直接必要な次の<u>ア、イ及びウ並びに仮施設の施工（以下「仮設工」という。）に直接必要なエ</u>について積算するものとする。

ア 材料費

材料費は、工事を施工するために必要な材料に要する費用とし、その算定は材料の数量に材料の価格を乗じて求めるものとする。

(ア) 材料の数量

材料の数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算するものとする。

(イ) 材料の価格

材料の価格は、原則として、入札時における市場価格とし、消費税相当分は含まないものとする。

なお、この価格には、現場までの運賃を加算するものとする。

イ 労務費

労務費は、工事を施工するために必要な労務の費用とし、その算定は次の(ア)及び(イ)によるものとする。

(ア) 所要人員

所要人員は、別に定める「森林整備保全事業標準歩掛」（平成 11 年 4 月 1 日付け 11 林野計第 133 号林野庁長官通知）によるほか、適正と認められる実績又は資料により算定する。

(イ) 労務賃金

労務賃金は、直接作業に従事した労務者に支払われる賃金であり、別に定める「公共工事等設計労務単価」によるほか、実状に即した賃金を採用するものとする。

基準作業時間外の作業及び特殊条件による作業に従事することに伴い支払われる割増賃金は、従事した時間及び条件によって加算するものとする。

ウ 直接経費

直接経費は、工事を施工するために直接必要な経費とし、その算定は、次の(ア)から(ウ)までによるものとする。

(ア) 機械経費

機械経費は、工事を施工するために必要な機械の使用に要する費用で、その算定は別に定める「森林整備保全事業建設機械経費積算要領」及び「森林整備保全事業標準歩掛」によるほか、適正と認められる実績または資料により算定する。

(イ) 特許使用料

特許使用料は、工事を施工するために要する特許の使用料及び派遣技術者等に要する費用とする。

(ウ) 水道・光熱電力料

水道・光熱電力料は、工事を施工するために必要な用水・電力電灯使用料とする。

エ 仮設費

仮設費（共通仮設費に含まれるものを除く。）は、仮設工に直接必要なアからウまでの費用とし、本積算要領及び「森林整備保全事業標準歩掛の制定について」

ア 材料費

イ 労務費

ウ 直接経費（特許使用料、水道光熱電力料及び機械経費）

ただし、次の仮施設の施工（仮設工）に要する費用（以下「仮設費」という。）については、前記ア、イ及びウについて積算し、直接工事費に含むものとする。

エ 仮設費（仮設工に直接必要な前記ア、イ及びウとし、共通仮設費に含まれるものを除く。）

第1編共通第8仮設工に基づき、次に掲げる費用について、必要額を適正に積算するものとする。

なお、仮設材の損料率については、「森林整備保全事業標準歩掛の制定について」第1編共通工第8仮設工によるものとする。

(ア) 型枠、支保工、足場工の設置、撤去、補修等に要する費用及び当該設備の使用期間中の損料 (賃料)。

(イ) 山留（土留、仮締切）、仮井筒、築島工の設置、撤去、補修等に要する費用及び当該設備の使用期間中の損料 (賃料)。

(ウ) 水替工、仮水路の設置、撤去、補修等に要する費用及び当該設備の使用期間中の電力料及び損料 (賃料)。

(エ) 工事施工に必要な機械設備の設置、撤去及び補修等に要する費用

a コンクリートプラント、アスファルトプラント等の設置、撤去及び補修等に要する費用

b トンネル工事における照明設備に係る設置、撤去、補修等に要する費用及び当該設備の使用期間中の電力料

(オ) 電力、用水等の供給設備に係る設置、撤去、補修等に要する費用及び当該供給設備の使用期間中の損料 (賃料)

(カ) 仮道、仮橋、現道補修等に要する費用

a 仮道、仮橋、モノレール等の設置、撤去、補修等に要する費用及び当該仮施設の使用期間中の損料 (賃料)

b 公道等の補修に要する費用

(キ) 工事施工に必要な防護施設（転落、飛来等の防止柵及び発破用防護柵等）、仮囲い（工事用防護塀）に係る設置、撤去、補修等に要する費用及び当該防護施設等の使用期間中の損料（賃料）

(ク) 工事施工に伴う防じん対策（簡易舗装、タイヤ洗浄装置、路面清掃等）に係る設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料 (賃料)

(ケ) 仮区画線に係る費用

(コ) その他 (ア) から (ケ) までに類するものに要する費用及び損料

オ その他費用

交通誘導員及び機械の誘導員等の交通管理に要する費用とし、現地条件に応じて、交通誘導警備員の配置人員、作業時間帯、期間等を計上する。

(ア) 種類

a 型枠、支保工、足場工の設置、撤去、補修等に要する費用及び当該設備に係る使用期間中の損料

b 機械設備（コンクリートプラント、アスファルトプラント、策動等）の設置、撤去及び補修等に要する費用

c トンネル工事の照明設備の設置、撤去、補修に要する費用及び当該設備の使用期間中の損料

d 電力、用水等の供給設備の設置、撤去、補修に要する費用及び当該供給設備の使用期間中の損料

e 仮設道、仮橋等の設置、改良、補修に要する費用及び当該設備の使用期間中の損料

f 既設道路等の補修、及び流水の水替、締切り等に要する費用

g 防護施設（転落、飛来等の防止柵及び発破用防護柵、工事用防護壁等）の設置、撤去、補修に要する費用及び当該設備の使用期間中の損料

h 工事施工に伴う防塵対策（簡易舗装、タイヤ洗浄装置、路面清掃等）に係る設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料

i 仮施設の美装化、完成予想図、工法説明図、工事工程表、フラワーボット、見学路の設置、ライトアップ等に要する費用

j 仮区画線に要する費用

k その他 a から j までに類するものに要する費用及び損料

(新設)

区分	現場条件	計算式	
		交通誘導警備員A	交通誘導警備員B
1	昼間勤務(8:00～17:00)実働8時間(交替要員無し)	$A \times \text{必要日数} \times N$	$A \times \text{必要日数} \times N$
2	昼間勤務(8:00～17:00)実働9時間(交替要員有り)	$1.2A \times \text{必要日数} \times N$	$1.2A \times \text{必要日数} \times N$
3	夜間勤務(20:00～5:00)実働8時間(交替要員無し)	$1.5A \times \text{必要日数} \times N$	$1.5A \times \text{必要日数} \times N$
4	夜間勤務(20:00～5:00)実働9時間(交替要員有り)	$1.8A \times \text{必要日数} \times N$	$1.8A \times \text{必要日数} \times N$
5	24時間勤務 実働22時間(交替要員無し)	$3.0A \times \text{必要日数} \times N$	$3.0A \times \text{必要日数} \times N$
6	24時間勤務 実働24時間(交替要員有り)	$3.4A \times \text{必要日数} \times N$	$3.5A \times \text{必要日数} \times N$

(注) 1. A：交通誘導警備員単価 N：配置人員

2. 日曜、祝祭日等の休日割増は適用しない。

3. 区分5、6は、2交替制勤務とする。

4. 交替要員有りは、休憩、休息時間についても交通誘導を行う場合に適用する。

5. 作業時間帯等が異なる場合は、別途積算するものとする。

[削る]

(イ) 仮設材の損料率等

a 土留め、仮締切り、築島及び仮橋等の材料損料率

期 間	種 別	損料率 (%)		
		木 材	鋼 材	蛇 か ご
3ヵ月未満		60	10	100
6ヵ月 "		70	20	100
1年 "		90	30	100
2年 "		100	50	100
3年 "		100	70	100

(注1) 再使用不可能なもの及び長さ2m未満の場合は全損とする。

ただし、鋼材のうち回収可能なものについては、スクラップ控除とする。

(注2) タイロッドは1工事全損としスクラップ控除とする。

(注3) ボルト、カスガイ、釘、鉄線等は全損とする。

(注4) 上表は、森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準（平成11年4月1日付け 11林野計第136号 林野庁長官通知）及び森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準（平成11年4月1日付け 11林野計第137号 林野庁長官通知）に示す材料以外のものに適用する。

[削る]

[削る]

b 足場材、支保材及び防護柵の材料損料率

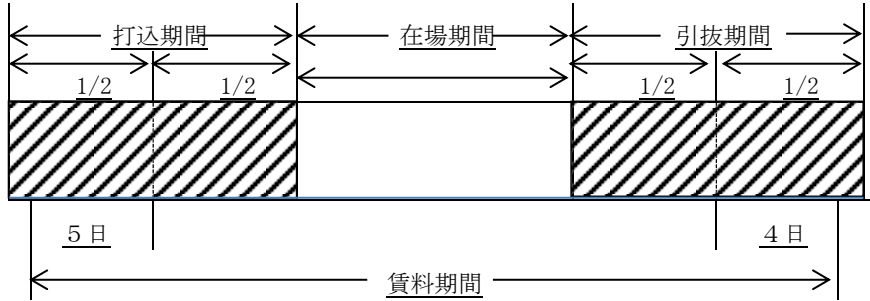
種別 期間	損料率（％）			
	木 材	金 網	シート	ワイヤロープ
3ヵ月未満	25	80	30	20
6ヵ月 "	40	90		
1年 "	50	100		
2年 "	75	100		
3年 "	100	100		

（注1） 簡易な足場材又は、期間が1ヵ月未満の木材については、賃料率15%とする。

（注2） 上表は、森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準及び森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準に示す材料以外のものに適用する。

c 鋼矢板の賃料期間の算定

鋼矢板の賃料期間の算定については次を標準とする。



賃料期間（日）＝（打込期間×1/2）＋（在場期間）
＋（引抜期間×1/2）＋（5日＋4日）

（注1） 仮設用H杭についても同様の扱いにする。

（注2） 土留め、締切り、路面覆工等を使用される切梁腹起し覆工板については、打込（引抜）日数を設置（撤去）日数と読みかえ、同様の扱いとする。

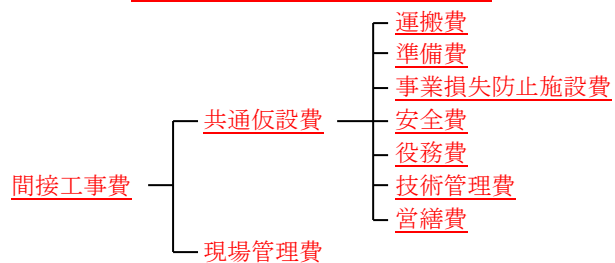
（注3） 損料材についても同様の扱いとする。

[削る]

[削る]

(2) 間接工事費

間接工事費の構成は、下記のとおりとする。



ア 共通仮設費

(ア) 工種区分

共通仮設費は、次表に掲げる工種区分に従って算定するものとする。

a [略]

b 2種以上の工種内容からなる工事については、その主たる工種区分を適用するものとする。

なお、主たる工種区分とは、下記(イ)のaに定める対象額の大きい方の工種区分をいう。ただし、対象額に差が無い場合は、直接工事費の額で判断する。

(ウ) 複数年施工に係る仮設費の取扱い

治山関係事業の施工区域又は林道関係事業の施工路線に対する工事の全体計画が策定されており、その工事が2年度以上にわたって施工される場合には、必要に応じて当該年度施工予定箇所に、当該年度を含む当該全体計画に関連する仮設費を含めることができる。

(エ) 仮設方法の明示の取扱い

仮設費は、仮設の手段、方法等を国、都道府県又は市町村が指定する指定仮設と、請負契約者の任意とする任意仮設に区分し、重要な仮設物等については、仮設の手段、方法等の条件を明示するものとする。

(2) 間接工事費

間接工事費は、共通仮設費と現場管理費に区分する。

ア 共通仮設費

(ア) 工種区分

共通仮設費は、次表に掲げる工種区分に従って算定するものとする。

a [略]

b 2種以上の工種内容からなる工事については、その主たる工種区分を適用するものとする。

なお、主たる工種区分とは、下記(イ)のaに定める対象額の大きい方の工種区分をいう。

表 6－1 工種区分

工種区分	工種内容
河川工事	[略]
河川・道路 構造物工事	河川における構造物工事及び道路における構造物工事であって次に掲げる工事 1 [略] 2 橋梁の下部工、床版工のみの工事 <u>3 ゴム伸縮継手（新設橋）、落橋防止工（RC 構造）、コンクリート橋の支承、高欄設置工（コンクリート等）、旧橋撤去工（鋼橋上下部）、トンネル内装工（新設トンネル）</u> <u>4 1 から 3 に類する工事</u> ただし、 <u>工種区分の橋梁保全工事に該当するもの及び</u> 門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く。
治山・地すべり防止工事	[略]
海岸工事	[略]
森林整備	[略]
道路工事	[略]
鋼橋架設工事	鋼橋等の運搬架設及び塗装に関する工事であって、次に掲げる工事 1 <u>鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工（鋼製・アルミ等）、橋梁補修工（鋼板接着・増桁）、スノーシェッド（鋼構造）、ロックシェッド（鋼構造）、落橋防止工（RC 構造以外）、鋼橋の支承、道路付属物を除く鋼構造物塗替工（水門、樋門、樋管、排水機場等）</u> 2 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 ただし、 <u>工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。</u>
P C 橋工事	[略]
<u>橋梁保全工事</u>	橋梁の保全に関する次に掲げる修繕工事 1 <u>橋梁（鋼橋は除く。）の修繕、橋台・橋脚補強工事</u> 2 <u>床版打替工、杏座拡幅工、落橋防止工（RC 構造）、コンクリート橋の支承</u> 3 <u>鋼橋等の修繕に関する工事で鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工（鋼製・アルミ等）、橋梁補修工（鋼板接着・増桁）、落橋防止工（RC 構造以外）、鋼橋の支承修繕の工事</u> 4 <u>伸縮継手補修工、高欄取替工</u> 5 <u>その他、橋梁保全の為の修繕等の工事（塗装、舗装打替え等は除く）</u>

工種区分	工種内容
河川工事	[略]
河川・道路 構造物工事	河川における構造物工事及び道路における構造物工事であって次に掲げる工事 1 [略] 2 橋梁の下部工、床版工のみの工事及び橋梁（鋼橋は除く。）の <u>修繕工事</u> <u>3 1 及び 2 に類する工事（ただし、門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く。）</u>
治山・地すべり防止工事	[略]
海岸工事	[略]
森林整備	[略]
道路工事	[略]
鋼橋架設工事	1 鋼橋の運搬架設、塗装及び修繕に関する工事 2 簡易組立橋の塗装工事
P C 橋工事	[略]
[新設]	[新設]

舗装工事	[略]
トンネル工事	[略]
道路維持工事	道路にあって、次に掲げる工事 <u>1 管理を目的とした維持的工事</u> <u>2 道路附属物塗替工、防雪柵設置撤去工※1、トンネル漏水防止工、トンネル内装工（供用トンネル）、路面切削工、路面工、法面工等の維持・補修※2に関する工事</u> <u>3 道路標識※1、道路情報施設、電気通信設備、防護柵※1、樹木等、区画線等の設置</u> <u>4 除草、除雪、清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業</u> <u>5 1から4までに類する工事</u> ※1：局部的新設、復旧・更新を主とする場合に適用 ※2：法面工の補修については局部的な場合に適用
公園工事	[略]

備考 [略]

(イ) 算定方法

共通仮設費の算定は、表6－5（第1表から第4表まで）の工種区分に従って、所定の率計算による額と積上げ計算による額とを加算して行うものとする。

a 共通仮設費の率計算による部分

(a) 算定方法

共通仮設費の率計算による部分の算定は、次の計算式に定める対象額〔P〕に「表6－5工種区分別共通仮設费率標準値表」等に示す工種別の共通仮設费率（補正を含む。）を乗じて得た額の範囲内とする。

[算定式]

共通仮設費（率分）＝対象額（P）×（共通仮設费率（kr）＋補正率）

対象額〔P〕＝直接工事費＋（支給品費＋無償貸付機械等評価額）
＋事業損失防止施設費＋準備費に含まれる処分費

[削る]

舗装工事	[略]
トンネル工事	[略]
道路維持工事	道路にあって、次に掲げる工事 <u>1 路面工、法面工等の維持修繕に関する工事</u> <u>2 道路標識、道路情報施設、電気通信設備、防護柵及び区画線等の設置</u> <u>3 除草、除雪、清掃及び植栽等の工事</u> <u>4 1、2及び3に類する工事</u>
公園用地造成工事	[略]

備考 [略]

(イ) 算定方法

共通仮設費の算定は、運搬費、準備費、役務費、技術管理費、営繕費、事業損失防止施設費及び安全費とし、率計算による額と積上げ計算による額とを加算して行うものとし、その内容はそれぞれ次のとおりとする。

a 共通仮設費の率計算による部分

算定は、次表の工種区分ごとの率に、対象額（P）を乗じて得た額の範囲内とする。

[算定式]

共通仮設費（率分）＝対象額（P）×（共通仮設费率（kr）＋補正率）

・対象額（P）は、直接工事費＋（支給品費＋無償貸付機械等評価額）＋事業損失防止施設費による。

〔krの算定式〕

kr＝ $\frac{A}{P} \cdot P^b$

ただし、kr：共通仮設费率（％）

P：対象額（円）

A、b：変数値

・補正率は、施工地域、施工場所による補正係数

・krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

(b) 対象額

i 対象額は、次表により積算するものとする。

表 6-2 間接工事費等項目別対照表 (○：対象とする ×：対象としない)

間接工事費等		共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
項 目	対象額	対象額	直接工事費＋ 共通仮設費＝ 純工事費	純工事費＋現 場管理費＝工 事原価
	対象額	対象額	純工事費	工事原価
桁等購入費		×	○	○
処分費等		処分費等の取扱いは、(注)8 参照		
支 給 品 費 等	桁等購入費	×	○	×
	一般材料費	○	○	×
	別途製作の製作費	×	×	×
	電力	○	○	×
無償貸付機械評価額		○	○	×
鋼橋・門扉等工場原価		×	×	○
現場発生品		×	×	×
別途製作する標識柱		×	×	○
ヘリコプター飛行経費		×	×	×

(注) 1 桁等購入費とは、P C 桁、簡易組立式橋梁、グレーチング床版、門扉、ポンプ、大型遊具（設計製作品）、光ケーブルの購入費をいう。

2 支給品費及び無償貸付機械等評価額は、「直接工事費＋事業損失防止施設費」に含まれるものに限る。

3 無償貸付機械評価額とは、無償貸付機械と同機種同型式の建設機械等損料額から当該建設機械等の設計書に計上された額を控除した額をいう。

4 鋼橋・門扉等工場原価は、工場製作に係るものに限る。

5 別途製作する標識柱は、オーバーハング柱（F 型、T 型、逆 L 型）及びオーバーヘッド柱の材料費及び製作費とする。

6 現場発生品とは、同一現場で発生した資材を物品管理法で規定する処理を行わず再使用する場合をいう（直轄事業に限る。）。

7 別途製作したものを一度現場に設置した後に発生品となり再度支給する場合の扱いは、別途製作の製作費と同じ扱いとする。

8 「処分費等」の扱い

「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費の積算は、次表のとおりとする。

[新設]

(1) 処分費（再資源化施設の受入費を含む。）

(2) 上下水道料金

(3) 有料道路利用料

表 6－3 処分費等の取扱い

区 分	処分費等が「共通仮設費対象金額＋準備費に含まれる処分費」に占める割合が3％以下で、かつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象金額＋準備費に含まれる処分費」に占める割合が3％を超える場合、又は処分費等が3千万円を超える場合
共通仮設費 現場管理費 一般管理費等	全額を率計算の対象	処分費等が「共通仮設費対象金額＋準備費に含まれる処分費」に占める割合の3％とし、3％を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。

(注) 1 本表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含む。なお、準備費に含まれる処分費は、伐開、除根等に伴うものである。

2 本表により難しい場合は、別途考慮するものとする。

ii 鋼橋等の輸送に係る間接工事費（対象額に対する率計算の場合）の積算は、発注形態別に次表によるものとする。

表 6－4 鋼橋等の輸送に係る間接工事費

(○：対象とする ×：対象としない)

形 態	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
製作＋輸送＋架設等	○	○	○
製作＋輸送	×	○	○
輸送＋架設等	○	○	○
輸 送	×	○	○
架設等	○	○	○

(注) 購入桁については、製作を購入と読み替える。

[新設]

(c) 共通仮設費率

共通仮設費率は、次表によるものとする。

表 6-5 工種別共通仮設費率標準値表

第 1 表

対象額		600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
工種区分	適用区分	下記の率とする	(注) 1 の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		(%)	A	b	(%)
河川工事		12.53	238.6	-0.1888	4.77
河川・道路構造物工事		20.77	1,228.3	-0.2614	5.45
治山・地すべり工事		15.19	624.5	-0.2381	4.49
海岸工事		13.08	407.9	-0.2204	4.24
森林整備	A	10.80	48.0	-0.0956	6.62
	B	5.40	24.0	-0.0956	—
道路工事		12.78	57.0	-0.0958	7.83
鋼橋架設工事		38.36	10,668.4	-0.3606	6.06
P C 橋工事		27.04	1636.8	-0.2629	7.05
舗装工事		17.09	435.1	-0.2074	5.92
公園工事		10.80	48.0	-0.0956	6.62

第 2 表

対象額		600万円以下	600万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
工種区分	適用区分	下記の率とする	(注) 1 の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		(%)	A	b	(%)
橋梁保全工事		27.32	7,050.2	-0.3558	6.79

工種別共通仮設費率標準値表

対象額		600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
工種区分	適用区分	下記の率とする	算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		(%)	A	b	(%)
河川工事		12.53	238.6	-0.1888	4.77
河川・道路構造物工事		26.94	6907.7	-0.3554	4.37
治山・地すべり工事		15.19	624.5	-0.2381	4.49
海岸工事		13.08	407.9	-0.2204	4.24
森林整備	A	10.80	48.0	-0.0956	6.62
	B	5.40	24.0	-0.0956	—
道路工事		12.78	57.0	-0.0958	7.83
鋼橋架設工事		26.10	633.0	-0.2043	9.18
P C 橋工事		27.04	1636.8	-0.2629	7.05
舗装工事		17.09	435.1	-0.2074	5.92
公園用地造成工事		10.80	48.0	-0.0956	6.62

[新設]

第3表

対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
適用区分	下記の率とする (%)	算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする (%)
工種区分		A	b	
道路維持工事	23.94	4,118.1	-0.3548	5.97

第4表

対象額	1000万円以下	1000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
適用区分	下記の率とする (%)	(注)1の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする (%)
工種区分		A	b	
トンネル工事	28.71	4164.9	-0.3088	5.59

(注)1. 共通仮設費率(kr)の算定式

$$kr = A \cdot P^b$$

ただし、kr：共通仮設費率 (%)

P：対象額 (円)

A・b：変数値

krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

2. 森林整備のAB区分は次のとおりとする。

(1) 森林整備Aの区分

ア 土木的工事と併せて行う森林整備に係る工事で、当該工事の対象額のうち土木的工事の費用の割合が20%以上の場合

イ 樹高1.5m以上の苗木の植栽費が50%以上の場合

ウ 航空実播工

エ 種子吹付工

(2) 森林整備Bの区分

上記(1)のアからエまで以外の森林整備

[削除]

対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
適用区分	下記の率とする (%)	算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする (%)
工種区分		A	b	
道路維持工事	28.49	34596.3	-0.4895	4.20

対象額	1000万円以下	1000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
適用区分	下記の率とする (%)	算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする (%)
工種区分		A	b	
トンネル工事	28.71	4164.9	-0.3088	5.59

[新設]

備考 森林整備のAB区分は次のとおりとする。

1. Aの区分

(1) 土木的工事と併せて行う森林整備に係る工事で、当該工事の対象額のうち土木的工事の費用の割合が20%以上の場合

(2) 樹高1.5m以上の苗木の植栽費が50%以上の場合

(3) 航空実播工

(4) 種子吹付工

2. Bの区分

上記(1)から(4)まで以外の森林整備

(注1) 下記に掲げる費用は対象額に含めない。

(1) 鋼製ダム、鋼製落石防止柵、なだれ防止柵等の組立式鋼材の購入費（中詰を必要とする鋼材を除く。）

[削る]

[削る]

(d) 共通仮設費率の補正

共通仮設費率の補正については、「施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正及び計算」または「大都市を考慮した共通仮設費率の補正及び計算」により補正を行うものとする。

ただし、これらのどちらも適用できる場合、当該工事の補正については、「大都市を考慮した共通仮設費率の補正及び計算」の補正を適用する。

i 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正及び計算

(i) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正は、共通仮設費率（表6－5第1表～第4表）に、次の表の補正値を加算するものとする。

(2) 簡易組立式橋梁、P C桁、門扉、ポンプ及びグレーチング床版、大型遊具（設計製作品）の購入費

(3) 上記(1)、(2)を支給する場合の支給品費

(4) 鋼桁、門扉等の工場製作に係る費用のうち工場原価

(5) 大型標識柱（オーバーヘッド柱、オーバーハング柱）の制作費を含む材料費

(6) ヘリコプターの飛行経費

(7) コンクリート、アスファルト等の建設副産物の処分場処理経費

ただし、都道府県等において当該事項について別に取扱要領等により定めがある場合にはこれを除く。

(注2) 支給品費及び無償貸付機械等評価額は、「直接工事費＋事業損失防止施設費」に含まれるものに限るものとする。

ただし、別途製作工事等で製作し、架設及び据付工事等を分離して発注する場合は、当該制作費は対象額に含めない。

(注3) 無償貸付機械等評価額の算定は次式により行うものとする。

<u>無償貸付</u>	<u>＝</u>	<u>無償貸付機械と</u>	<u>＝</u>	<u>当該建設機械等</u>
<u>機械等評</u>		<u>同機種同型式の</u>		<u>の設計書に計上</u>
<u>価額</u>		<u>機械等損料額</u>		<u>された経費</u>
<u>(貸付に係る損料額)</u>		<u>(業者持込み損料)</u>		<u>(無償貸付機械等損料額)</u>

b 共通仮設費率の補正

施工地域、施工場所を考慮した共通仮設費率の補正は、共通仮設費率に下表の補正値を加算するものとする。

表 6－6 施工地域・工事場所を考慮した共通仮設費率の補正

施工地域・工事場所区分		補正值（％）
市 街 地		2.0
山間僻地及び離島		1.0
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.5
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	－

(注) 1. 施工地域の区分は以下のとおりとする。

「市街地」は、施工地域が人口集中地域（D I D地区）およびこれに準ずる地区をいう。D I D地区とは、国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上で、その全体が5,000人以上となっている地域をいう。

「山間僻地及び離島」は、施工地域が人事院規則における特勤勤務手当を支給するために指定した地区、およびこれに準ずる地区をいう。地方部は、施工地域が上記以外の地区をいう。

2. 「地方部」の区分の「施工場所が一般交通等の影響を受ける場合」とは、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 施工場所において、一般交通の影響を受ける場合
- (2) 地下埋設物件の影響を受ける場合
- (3) 50m以内に人家等が連なっている場合

3. 工事箇所において、施工地域区分が二つ以上となる場合は、補正值の大きい方を適用する。

(ii) 市街地における次の表の工種区分の場合において、共通仮設費率（表6－5第1表、第2表）に補正係数を乗じるものとする。

第 6－7 市街地における共通仮設費率の補正係数

施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数
市街地	鋼橋架設工事	1.3
	<u>橋梁保全工事</u>	
	舗装工事	
	道路維持工事	

[削る]

[削る]

施工地域・工事場所区分		補正值（％）
市 街 地		2.0
山間僻地及び離島		1.0
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.5
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	－

また、以下の施工地域、施工場所及び工種区分の場合における共通仮設費率の補正は工種別共通仮設費率標準値表の共通仮設費率に下表の補正係数を乗じるものとする。

施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数
市街地	鋼橋架設工事	1.3
	舗装工事	
	道路維持工事	

(注 1) 施工地域の区分は、以下のとおりとする。

- (1) 市街地とは、施工地域が総務省統計局国勢調査における人口集中地区（D I D地区）及びこれに準ずる地区をいう。
- (2) 山間僻地及び離島とは、施工地域が人事院規則における特勤勤務手当を支給するために指定した地区及びこれに準ずる地区をいう。
- (3) 地方部とは、施工地域が上記以外の地区をいう。

(注 2) 施工場所の区分のうち、一般交通等の影響を受ける場合は、以下のとおりとする。

[削除]

[削除]

(iii) 共通仮設費の計算は、次式によるものとする。

(i) の場合 共通仮設費＝対象額(P)×(共通仮設費率(Kr)＋施工地域・工事場所を考慮した補正值)

(ii) の場合 共通仮設費＝対象額(P)×共通仮設費率(Kr)×施工地域・工事場所を考慮した補正係数

(iv) (i) 及び(ii)の補正のどちらも適用できる場合、当該工事の補正については、(ii)を適用する。

ii 大都市を考慮した共通仮設費率の補正及び計算

(i) 大都市における共通仮設費率の補正は、共通仮設費率 表6－5（第1表、第3表）に次表の補正係数を乗じるものとする。なお、次表の施工地域区分及び工種区分の場合以外には適用しない。

(ii) 工事場所において、施工地域区分が二つ以上となり、そのうち大都市(1)及び大都市(2)を含む場合は、大都市(1)を適用する。

表6－8 大都市を考慮した共通仮設費率の補正

<u>施工地域区分</u>	<u>工種区分</u>	<u>補正係数</u>
<u>大都市(1)</u>	<u>舗装工事</u>	<u>2.0</u>
	<u>道路維持工事</u>	
<u>大都市(2)</u>	<u>鋼橋架設工事</u>	<u>1.5</u>
	<u>舗装工事</u>	
	<u>道路維持工事</u>	

(注) 1. 大都市(1)、(2)の補正を適用できる施工地域区分は、以下のとおりとする。

大都市(1)：東京特別区、横浜市及び大阪市のうち、施工地域の区分が市街地をいう。

大都市(2)：札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市及び福岡市のうち施工地域区分が市街地をいう。

※ 東京特別区、横浜市及び大阪市のうち、施工地域の区分

(1) 施工場所において、一般交通の影響を受ける場合

(2) 施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合

(3) 施工場所において、50m以内に人家等が連なっている場合

(注3) 施工地域・施工場所の区分により補正率が異なる場合は、補正率の大きい方を適用するものとする。

(注4) 共通仮設費率の補正が2種類以上該当する場合には、補正値の大きい方を適用する。

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

が市街地の場合、鋼橋架設工事のみ適用できる。

2. 市街地とは、施工地域が人口集中地区（D I D地区）及びこれに準ずる地区をいう。

D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人／km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

(iii) 共通仮設費の計算

共通仮設費＝対象額(P)×共通仮設費率(Kr)×大都市を考慮した補正係数
ただし、共通仮設費率は、表6－5第1表、第3表による。

iii 補正の留意事項

設計変更時における共通仮設費率の補正について、工事区間の延長等により当初計上した補正值に増減が生じた場合は、設計変更の対象として処理するものとする。

b 共通仮設費の積上げ計算による部分

積上げ計算による部分の積算は、以下の(ウ)から(ケ)までにおいて、それぞれ積上げ計上するものとして定められた個々の費用を積上げることにより行うものとする。

(ウ) 運搬費

a 積算内容

運搬費として積算する内容は、次のとおりとする。

(a) 建設機械器具の運搬等に要する費用

- i 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬
- ii 仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）の運搬
- iii 重建設機械の分解、組立て及び輸送に要する費用
- iv 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出及び現場内小運搬

v 器材等（型枠材、支保材、敷鉄板（敷鉄板設置撤去工で積上げた分は除く。）、橋梁ベント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設桁設備、排砂管、トレミー管、トンネル用スライディングセントル等）の搬入、搬出及び現場内小運搬
ただし、支給品及び現場発生品については、積上げ積算し、直接工事費に計上するものとする。

- vi 建設機械の自走による運搬
- vii 建設機械等の日々回送（分解、組立て及び輸送）に要する費用
- viii 質量20t以上の建設機械の現場内小運搬

(b) 鋼桁、門扉等工場製作品の運搬（直接工事費に計上）

(c) (a)及び(b)に掲げるもののほか、工事施工上必要な建設機械器具の運搬等

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

(ウ) 運搬費

運搬費として積算する内容は、次のとおりとする。

a 建設機械器具の運搬等に要する費用

- (a) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬
- (b) 仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工板等）の運搬
- (c) 重建設機械の分解、組立、運搬に要する費用
- (d) 質量20t未満の建設機械及び機材等（型枠材、支保材、足場材、敷鉄板、橋梁ベント、橋梁架設用タワー、橋梁用仮設桁設備等）の搬入、搬出並びに現場内小運搬（器材等のケーブルクレーン等による現場内運搬を除く。）

[新設]

- (e) 建設機械の自走による運搬
- (f) 建設機械等の日々回送（分解、組立、輸送）に要する費用
- (g) 建設機械の現場内小運搬

[新設]

(h) 上記(a)から(g)に掲げるもののほか、工事施工上必要な建設機械器具の運搬

に要する費用

(d) 建設機械等の運搬基地

運搬基地は、建設機械等の所在場所等を勘案の上決定するものとする。

b 積算区分

(a) 共通仮設費に計上される運搬費

i 共通仮設費率に含まれる運搬費

(i) 質量 20 t 未満の建設機械の搬入、搬出及び現場内小運搬（分解・組立含む。）

(ii) 器材等（型枠材、支保材、足場材、敷鉄板（敷鉄板設置撤去工で積上げた分は除く。）、橋梁ベント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設桁設備、排砂管、トレミー管、トンネル用スライディングセントル等）の搬入、搬出及び現場内小運搬

(iii) 建設機械の自走による運搬（トラッククレーン、ラチフジブ型 25t 吊および油圧伸縮ジブ型 80t 吊以上は、積上げによるものとする。）

(iv) 建設機械等（重建設機械を含む。）の日々の回送（分解・組立て及び輸送）に要する費用

(v) 質量 20t 以上の建設機械の現場内小運搬

ただし、特殊な現場条件等により分解・組立てを必要とする場合は別途加算できるものとする。

(vi) a (a) iii の中で、トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型 20～25t 吊）・ラフテレーンクレーン（油圧伸縮ジブ型 20～70t 吊）の分解・組立て及び輸送に要する費用

ii 積上げ項目による運搬費

(i) 質量 20 t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬

なお、運搬される建設機械の運搬中の賃料又は損料についても積み上げるものとする。

ただし、建設機械の日々の回送の場合は、共通仮設費率に含む。

(ii) 仮設材等（鋼矢板、H 形鋼、覆工板、敷鉄板等）の運搬

ただし、敷鉄板については、敷鉄板設置撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。

(iii) 重建設機械の分解・組立てに要する費用

運搬中の本体賃料・損料及び分解・組立て時の本体賃料を含む。

(b) 直接工事費に計上される運搬費

(i) 鋼桁、門扉、工場製作品の運搬

(ii) 支給品及び現場発生品の運搬

等に要する費用（ヘリコプターの空輸費等）

[新設]

b 積算方法

運搬費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記の a の (d)、(e)、(f)、(g) 及び (h) とし、積上げ計上する項目は、次の各項に要する費用とする。

c 積算方法

(a) 質量 20t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬

質量 20t 以上の建設機械の搬入、または、搬出の積算は、運搬車両 1 台ごとに次式により行うものとする。

$$U_k = \{A_1 \times (1 + C_1 + C_4) + A_2 \times C_2 + A_3 \times C_3 + B\} \times D + M \\ + (K \text{ 又は } K')$$

U_k：貨物自動車による運搬費

A₁：基本運賃料金

各運輸局が公示した「一般貨物運送事業の貸切り運賃」によるものとする。
なお、車扱運賃料金の適用は原則として「距離制運賃料金」によるものとし、運搬距離は運搬基地より現場までの距離とする。発地・着地で運輸局が異なる場合は、発注機関の存在する運輸局を適用する。

また、基本運賃料金の 10% の範囲での増減運用は一般の場合は適用しない。

A₂：悪路割増区間基本運賃料金

各運輸局が公示した「一般貨物運送事業の貸切り運賃」によるものとする。
なお、車扱運賃料金の適用は原則として「距離制運賃料金」によるものとし、運搬距離は運搬基地より現場までの距離のうち、悪路区間の距離とする。

A₃： [略]

B：諸料金

(1) 地区割増料は、適用する。

貨物の発地又は着地が、東京都（特別区に限る。）又は住民基本台帳に基づく人口 50 万人以上の都市の場合には、各運輸局が公示した、「一般貨物運送事業貸切り運賃」の地区割増料を加算する。

ただし、貨物の発地及び着地が同一都市内又は隣接都市間の場合は、発地又は着地のいずれか一方についてのみ加算する。

(2) 車両割増料は、適用しない。

C₁～C₄：運賃割増率 (表 6－9)

(1) C₁：特大品割増

(2) C₂：悪路割増

(3) C₃：冬期割増

(4) C₄：深夜早朝割増

D：運搬車両の台数

1 を代入する。

M：その他の諸料金

(1) 組立て、解体に要する費用

重建設機械の組立て及び解体に要する費用は別途加算する。

(a) 質量 20 t 以上の建設機械の貨物自動車による運搬

質量 20 t 以上の建設機械器具の搬入、又は搬出の積算は運搬車両 1 台ごとに次式により行うものとする。

$$U_k = \{A_1 \cdot (1 + C_1 + C_4) + A_2 \cdot C_2 + A_3 \cdot C_3 + B\} \cdot D + M + K$$

U_k：貨物自動車による運搬費

A₁：基本運賃料金

各運輸局が公示した「一般貨物運送事業の貸切り運賃」によるものとする。
なお、車扱運賃料金の適用は原則として「距離制運賃料金」によるものとし、運搬距離は運搬基地より現場までの距離とする。

また、基本運賃料金の 10% の範囲での増減運用は一般の場合は適用しない。

A₂：悪路割増区間基本運賃料金

各運輸局が公示した「一般貨物運送事業の貸切り運賃」によるものとする。
なお、車扱運賃料金の適用は原則として「距離制運賃料金」によるものとし、運搬距離は運搬基地より現場までの距離とする。

A₃： [略]

B：諸料金

(1) 地区割増料

貨物の発地又は着地が、東京都（特別区に限る）または、住民基本台帳に基づく人口 50 万人以上の都市の場合には、各運輸局が公示した、「一般貨物運送事業貸切り運賃」の地区割増料を加算する。

(2) 車両割増料は、適用しない。

C₁～C₄：運賃割増率

(1) C₁：特大品割増

(2) C₂：悪路割増は、適用する。

(3) C₃：冬期割増は、適用する。

(4) C₄：深夜早朝割増は、適用する。

D：運搬車両の台数

1 を代入する。

M：その他の諸料金

(1) 組立て、解体に要する費用

重建設機械の組立て、解体に要する費用は別途加算する。

(2) その他、次の事項の料金を必要により計上する。

- ① 荷役機械使用料
- ② 自動車航送船使用料
- ③ 有料道路利用料
- ④ その他

K：運搬される建設機械の運搬中の賃料（円）

運搬中の賃料K＝運搬される機械の日当たり賃料（円）
×運搬に要する日数（日）

K'：運搬される建設機械の運搬中の損料（円）

運搬中の損料K'＝運搬される機械の日当たり損料（円）
×運搬に要する日数（日）

（注）1．運搬に要する日数は、運搬距離÷（輸送速度×8）により算出し、

その端数処理は、小数第2位を四捨五入、1位止めとする。

2．運搬距離（km）は、基地から現場までの片道距離とする。

3．輸送は、時速30km/hを標準とする。

4．分解組立を要する重建設機械の積算は、別途積算するものとする。

なお、重建設機械分解組立輸送については、運搬中の賃料(K)が考慮されている。

表6－9 運賃割増率

第1表

割増項目	適用範囲			割増率
特大品割増 C ₁	建設機械類	使用車両積載標記t数	15t未満	6割増
			15t以上	7割増
	鋼橋等 (注)3	単体の長さ(m)		二
		12≦L<15		8割増
		12≦L<20		10割増
		L≦20		12割増
		単体の質量(t)		二
		1≦G<15		8割増
		二		10割増
		15≦G		12割増

(2) その他、次の事項の料金を必要により計上する。

- ① 荷役機械使用料
- ② 自動車航送船使用
- ③ 有料道路利用料
- ④ その他

K：運搬される建設機械の運搬中の賃料（円）

運搬される建設機械（被運搬建設機械）の運搬中の賃料を次式により計上する。

K＝被運搬建設機械の運搬中の日当たり賃料（円）×L／（輸送速度×8）

（注）算定数値は次による。

① Lは、運搬距離（km）基地から現場までの片道距離とし、輸送速度は30（km/時間）を標準とする。

② 運搬に要する日数の端数処理は、小数第2位四捨五入、1位止めとする。

③ 運搬に要する日数は運搬状況を勘案して決定するとともに往復の運搬距離が異なる場合は、各々の距離に応じた運搬日数により算出すること。

割増項目	適用範囲			割増率
特大品割増 C ₁	建設機械類	使用車両積載標記t数	15t未満	6割増
			15t以上	7割増

第2表

割増項目	適用範囲	割増率							
悪路割増 C ₂	悪路割増区間の運送距離に対応する基本運賃×割増率 道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所並びに自動車道以外の場所に限る。	3割増							
冬期割増 C ₃	冬期割増区間の運送距離に対応する基本運賃×割増率 <table><tr><th>地 域</th><th>期 間</th></tr><tr><td>北海道</td><td>自11月16日 至4月15日</td></tr><tr><td>青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、 富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県の 全県</td><td rowspan="2">自12月1日 至3月31日</td></tr><tr><td>岩手県のうち、北上市、久慈市、遠野市、二 戸市、九戸郡、二戸郡、上閉伊郡、岩手郡、 和賀郡、福島県のうち、会津若松市、喜多方 市、南会津郡、耶麻郡、大沼郡、河沼郡、岐 阜県のうち、高山市、大野郡、<u>飛騨市</u>、<u>下呂</u> <u>市</u>、<u>郡上市</u></td></tr></table>	地 域	期 間	北海道	自11月16日 至4月15日	青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、 富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県の 全県	自12月1日 至3月31日	岩手県のうち、北上市、久慈市、遠野市、二 戸市、九戸郡、二戸郡、上閉伊郡、岩手郡、 和賀郡、福島県のうち、会津若松市、喜多方 市、南会津郡、耶麻郡、大沼郡、河沼郡、岐 阜県のうち、高山市、大野郡、 <u>飛騨市</u> 、 <u>下呂</u> <u>市</u> 、 <u>郡上市</u>	2割増
地 域	期 間								
北海道	自11月16日 至4月15日								
青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、 富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県の 全県	自12月1日 至3月31日								
岩手県のうち、北上市、久慈市、遠野市、二 戸市、九戸郡、二戸郡、上閉伊郡、岩手郡、 和賀郡、福島県のうち、会津若松市、喜多方 市、南会津郡、耶麻郡、大沼郡、河沼郡、岐 阜県のうち、高山市、大野郡、 <u>飛騨市</u> 、 <u>下呂</u> <u>市</u> 、 <u>郡上市</u>									
深夜早朝 割 増 C ₄	運搬時間を「22時～5時」に指定する場合	3割増							

運賃割増率表 (C₂～C₄)

割増項目	適用範囲	割増率							
悪路割増 C ₂	悪路割増区間の運送距離に対応する基本運賃×割増率 道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所並びに自動車道以外の場所に限る。	3割増							
冬期割増 C ₃	冬期割増区間の運送距離に対応する基本運賃×割増率 <table><tr><th>地 域</th><th>期 間</th></tr><tr><td>北海道</td><td>自11月16日 至4月15日</td></tr><tr><td>青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、 富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県の 全県</td><td rowspan="2">自12月1日 至3月31日</td></tr><tr><td>岩手県のうち、北上市、久慈市、遠野市、二 戸市、九戸郡、二戸郡、上閉伊郡、岩手郡、 和賀郡、福島県のうち、会津若松市、喜多方 市、南会津郡、<u>北会津郡</u>、<u>耶麻郡</u>、<u>大沼郡</u>、 <u>河沼郡</u>、<u>岐阜県のうち、高山市、大野郡、吉 城市、増田郡、郡上郡</u></td></tr></table>	地 域	期 間	北海道	自11月16日 至4月15日	青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、 富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県の 全県	自12月1日 至3月31日	岩手県のうち、北上市、久慈市、遠野市、二 戸市、九戸郡、二戸郡、上閉伊郡、岩手郡、 和賀郡、福島県のうち、会津若松市、喜多方 市、南会津郡、 <u>北会津郡</u> 、 <u>耶麻郡</u> 、 <u>大沼郡</u> 、 <u>河沼郡</u> 、 <u>岐阜県のうち、高山市、大野郡、吉 城市、増田郡、郡上郡</u>	2割増
地 域	期 間								
北海道	自11月16日 至4月15日								
青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、 富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県の 全県	自12月1日 至3月31日								
岩手県のうち、北上市、久慈市、遠野市、二 戸市、九戸郡、二戸郡、上閉伊郡、岩手郡、 和賀郡、福島県のうち、会津若松市、喜多方 市、南会津郡、 <u>北会津郡</u> 、 <u>耶麻郡</u> 、 <u>大沼郡</u> 、 <u>河沼郡</u> 、 <u>岐阜県のうち、高山市、大野郡、吉 城市、増田郡、郡上郡</u>									
深夜早朝 割 増 C ₄	運搬時間を「22時～5時」に指定する場合	3割増							

(注) 1. 鋼橋の輸送については、鋼橋製作工により別途計上するものとし、その他については、運搬費で計上するものとする。

2. 誘導車、誘導員等費用は、特大品割増に含む。

3. 特大品割増(C₁)で、単体の長さ及び質量ともに該当する場合は、いずれか大きい方の率とする。

4. 橋梁ベント及び橋梁架設用タワーは、共通仮設費率に含まれるため適用しない。

(b) 仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）の運搬

仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）の運搬費の算定は、次式により行うものとする。

$$U = [E \times (1 + F_1 + F_2)] \times G + H$$

ただし、U：仮設材の運搬費

E：基本運賃（円/t）

基本運賃は、次表によるものとする。

なお、運搬距離は、運搬基地より現場までの距離とする。

また、仮設材の運搬費は、基本運賃料金に必要に応じ冬期割増及び深夜早朝割増を行うものとし、車輛留置料、長大品割増、休日割増、特別割増は適用しない。

F₁：冬期割増

F₂：深夜早朝割増

G：運搬質量（t）

H：その他の諸料金（有料道路使用料、自動車航走船利用料、その他）

※ 端数の処理

運賃及び料金は当該輸送トン数ごとに計算し、当該運賃または料金の円未満の金額については、切り捨てる。

誘導車及び誘導員による費用は、特大品割増に含まれている。

その他の割増は、適用しない。

(b) 仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）の運搬

仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板（敷鉄板敷設・撤去工により積み上げる敷鉄板）等）の運搬は前記bの(a)「質量20t以上の建設機械の貨物自動車による運搬」に準ずるものとする。

なお、運賃は基本運賃（鋼材の運送に係る運賃料金）に、必要に応じ冬期割増及び深夜・早朝割増を行うものとし、車両留置料、長大品割増、休日割増、特別割増は適用しない。

表 6－10 基本運賃表

(単位：円／t)

[新設]

距 離	製 品 長			
	12m以内		12mを超え15m以内	
	15m超える			
10kmまで	2,400	(2,070)	2,540	(2,540)
20 "	2,500	(2,200)	2,750	(2,700)
30 "	2,700	(2,450)	2,750	(2,700)
40 "	2,850	(2,690)	3,000	(2,940)
50 "	3,100	(2,940)	3,300	(3,220)
60 "	3,270	(3,150)	3,750	(3,550)
70 "	3,590	(3,380)	3,970	(3,820)
80 "	3,780	(3,610)	4,210	(4,150)
90 "	3,920	(3,830)	4,390	(4,390)
100 "	4,090	(4,060)	4,640	(4,540)
110 "	4,290	(4,250)	4,760	(4,670)
120 "	4,490	(4,270)	4,940	(4,820)
130 "	4,680	(4,550)	5,110	(4,960)
140 "	4,870	(4,550)	5,290	(5,120)
150 "	5,070	(4,830)	5,550	(5,330)
160 "	5,350	(4,830)	5,800	(5,500)
170 "	5,470	(5,110)	5,970	(5,650)
180 "	5,590	(5,200)	6,020	(5,860)
190 "	5,760	(5,400)	6,040	(6,050)
200 "	5,980	(5,600)	6,230	(6,270)
200kmを超え500km まで	275	(280)	300	(350)
500kmを超え 50kmまでを増すご とに	573	(600)	600	(700)
			800	(826)

(注) 1. () 内の運賃については、各発注機関において () 内運賃を適用するよう規定されている場合に適用する。

2. 敷鉄板については、敷鉄板設置撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。

表 6－11 運賃割増率

第 1 表 F1：冬期割増

地 域	期 間	割増率
北海道	自 11 月 16 日 至 3 月 15 日	2 割増
青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県の全県	自 12 月 1 日 至 3 月 31 日	
岩手県のうち北上市、久慈市、遠野市、二戸市、九戸郡、二戸郡、上閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡、和賀郡、福島県のうち会津若松市、喜多方市、南会津郡、耶麻郡、大沼郡、河沼郡、岐阜県のうち高山市、大野郡、飛騨市、下呂市、郡上市		

第 2 表 F2：深夜早朝割増

運搬時間を「22 時～5 時」に指定する場合	3 割増
------------------------	------

(c) 仮設材（鋼矢板、H 形鋼、覆工版、敷鉄板等）の積込み及び取卸しに要する費用は、次表のとおりとする。

表 6－12 仮設材（鋼矢板、H 形鋼、覆工版、敷鉄板等）の積込、取卸費

場所	作業	費用（円／ton）	
		片 道	往 復
基地	積込み	1,500	3,000
現場	取卸し	1,500	
	積込み		
基地	取卸し		

(注) 1. 橋梁ベント及び橋梁架設用タワーは、率に含まれているため適用しない。
2. 敷鉄板については、敷鉄板設置撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。

[新設]

(c) 仮設材（鋼矢板、H 形鋼、覆工板等）の積込み、取卸しに要する費用
仮設材（鋼矢板、H 形鋼、覆工板等）の積込み、取卸しに要する費用は、次表のとおりとする。

仮設材等（敷鉄板を除く）の積込み、取卸し費

場所	作業	費用（円／ton）	
		片 道	往 復
基地	積込み	1,500	3,000
現場	取卸し		
	積込み	1,500	
基地	取卸し		

注) 橋梁ベント、橋梁仮設用タワーは、適用除外とする。

[削る]

(d) 重建設機械分解・組立て

- i 工事現場に搬入搬出する標準的な重建設機械の分解・組立てに適用する建設機械は次表を標準とする。

表 6-13 適用建設機械

<u>機械区分</u>	<u>適用建設機械</u>
<u>ブルドーザ</u>	<u>ブルドーザ（リッパ装置付を含む）</u> <u>普通 21 t 級以上～44 t 級以下 湿地 20 t 級以上～28 t 級</u>
<u>バックホウ系</u>	<u>バックホウ山積 1.0m³以上～2.1m³以下（平積 0.7m³以上～1.5m³以下）</u> <u>油圧クラムシェル・テレスコピック平積 0.4m³以上～0.6m³以下</u>
<u>クローラクレーン系</u>	<u>クローラクレーン〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・機械駆動式ウインチ・ラチスジブ型〕吊り能力16 t 以上～300 t 以下</u> <u>クラムシェル〔油圧ロープ式・機械ロープ式〕平積 0.6m³以上～3.0m³以下</u> <u>パイプロハンマ〔クローラクレーン・油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・50～55 t 吊〕</u>
<u>トラッククレーン系</u>	<u>トラッククレーン〔油圧伸縮ジブ型〕</u> <u>オールテレーンクレーン〔油圧伸縮ジブ型〕</u> <u>吊り能力 80 t 以上～500 t 以下</u>
<u>クローラ式杭打機</u>	<u>ディーゼルハンマ（防音カバー装置除く）</u> <u>油圧ハンマ</u> <u>アースオーガ（二軸同軸式を含む）</u> <u>ディーゼルハンマ・アースオーガ併用</u> <u>モンケン・アースオーガ併用</u> <u>アースオーガ併用圧入杭打機</u>

(d) 敷鉄板の積込み、取卸しに要する費用

敷鉄板の積込み、取卸しに要する費用は、次表のとおりとする。

<u>場 所</u>	<u>作 業</u>	<u>費 用（円/ton）</u>	
		<u>片 道</u>	<u>往 復</u>
<u>基 地</u>	<u>積込み</u>	<u>750</u>	<u>1,500</u>
<u>仮置場</u>	<u>取卸し</u>	<u>750</u>	

注）現場における取卸し、積込みに要する費用は、「森林整備保全事業標準歩掛第1編共通工第8仮設工8-10敷鉄板敷設・撤去工」に含まれているため、仮置が必要になった場合のみ計上する。

[新設]

	<u>アースオーガ併用圧入杭打機</u> <u>アースオーガ中掘式</u> <u>機械質量 20 t 以上150 t 以下</u>
<u>オールケーシング掘削機</u>	<u>オールケーシング掘削機〔クローラ式〕</u> <u>掘 削 径 2,000mm以下</u> <u>オールケーシング掘削機〔据置式〕</u> <u>掘 削 径 2,000mm以下</u>
<u>地盤改良機械</u>	<u>中層混合処理機</u> <u>機械質量20t以上120t以下</u> <u>サンドパイル打機</u> <u>粉体噴射攪拌機（付属機器除く。）</u> <u>深層混合処理機</u> <u>ペーパードレーン打機</u> <u>機械質量 20 t 以上～170 t 以下</u>
<u>トンネル用機械</u>	<u>自由断面トンネル掘削機</u> <u>ドリルジャンボ</u> <u>機械質量 20 t 以上～60 t 以下</u>

ii 分解・組立てに使用するクレーンは、次表を標準とする。

表 6-14 適用建設機械

機 械 区 分		規 格	分解組立用クレーン	
			機械名	規格
ブルドーザ バックホウ系 オールケーシング掘削機 (クローラ式) トンネル用機械		表 6-13 参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第 2 次基準値)	25 t 吊
地盤改良機械	中層混合処理機	質量 60t 以下	ラフテレーンクレーン	25t 吊
		質量 120t 以下	油圧伸縮ジブ型	50t 吊
	サンドパイル打機	質量 60t 以下	排出ガス対策型 (第 2 次基準値)	
	粉体噴射攪拌機	質量 120t 以下		
	深層混合処理機	質量 180t 以下		
クローラクレーン系		35 t 吊以下 (クラムシェル平積 0.6m ³ 含む)	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第 2 次基準値)	25 t 吊
		80 t 吊以下 (クラムシェル平積 2.0m ³ 以下含む)		
		150 t 吊以下 (クラムシェル平積 3.0m ³ 以下含む)		50 t 吊
		300 t 吊以下		
トラッククレーン系		表 6-13 参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型、排出ガス対策型 (第 2 次基準値)	50 t 吊
クローラ式杭打機		質量 60 t 以下	ラフテレーンクレーン	50 t 吊
		質量 100 t 以下	油圧伸縮ジブ型、排出ガス対策型 (第 2 次基準値)	
		質量 150 t 以下		
オールケーシング掘削機 〔据置式〕		表 6-13 参照	クローラクレーン 油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型、排出ガス対策型 (第 1 次基準値)	60～65 t 吊

(注) 1. ラフテレーンクレーン、クローラクレーンは賃料とする。

ただし、オールケーシング掘削機〔据置式〕の分解組立用クローラクレーンは損料とする。

2. 現場条件により、上表により難しい場合は、別途考慮する。

[新設]

iii 分解・組立ての歩掛は、次表を標準とする。

表 6-15 分解・組立歩掛

機械区分	規格区分	機械質量区分	労務歩掛 特殊作業員(人)(分解+組立)	クレーン運 転歩掛(日) (分解+組立)	運搬費 率等 (%)	諸雑 費 (%)
ブルドーザ	21 t 級以下	二	2.8	2.1	134	21
	44 t 級以下	二	4.6	3.4	132	21
バックホウ	山積1.4m ³ 以下 油圧クラムシェル・テレス コピック0.4m ³ 以上 0.6m ³ 以下含む	二	2.7	1.4	216	24
	山積2.1m ³ 以下	二	4.5	2.3	221	25
クローラクレ ーン系	35 t 吊以下 クラムシェル 平積0.6m ³ 含む	二	3.0	0.8	384	22
	80 t 吊以下 クラムシェル平 積2.0m ³ 以下含む	二	5.5	1.5	375	21
	150 t 吊以下 クラムシェル平 積3.0m ³ 以下含む	二	11.3	3.1	287	16
	300 t 吊以下	二	20.5	5.7	286	16
トラッククレ ーン系	120 t 吊以下	二	4.3	1.5	439	97
	160 t 吊以下	二	5.7	1.9	454	100
	360 t 吊以下	二	11.7	4.0	443	97
	550 t 吊以下	二	20.9	7.1	446	98
クローラ式杭 打機	二	60 t 以 下	8.6	2.1	148	2
	二	100 t 以下	15.5	3.7	149	2
	二	150 t 以下	23.5	5.6	148	2
オールケーシ ング掘削機(ク	二	二	3.9	3.4	515	5

[新設]

<u>ローラ式)</u>						
<u>オールケーシング掘削機(掘置式)</u>		二	二	<u>4.9</u>	<u>11.9</u> <u>(h)</u>	<u>483</u> <u>4</u>
<u>地盤改良機械</u>	<u>中層混合処理機</u>	二	<u>60 t</u> <u>以下</u>	<u>16.0</u>	<u>2.4</u>	<u>229</u> <u>4</u>
		二	<u>120t</u> <u>以下</u>	<u>41.2</u>	<u>6.3</u>	<u>190</u> <u>3</u>
	<u>サトハイル打機、粉体噴射攪拌機、深層混合処理機</u>	二	<u>60 t</u> <u>以下</u>	<u>16.0</u>	<u>2.4</u>	<u>191</u> <u>3</u>
		二	<u>120 t</u> <u>以下</u>	<u>41.2</u>	<u>6.3</u>	<u>190</u> <u>3</u>
	<u>、ベーパー・トレン打機</u>	二	<u>180t</u> <u>以下</u>	<u>64.6</u>	<u>9.9</u>	<u>189</u> <u>3</u>
<u>トンネル用機械</u>		二	二	<u>5.4</u>	<u>2.0</u>	<u>503</u> <u>8</u>

- (注) 1. 分解・組立ての合計であり、内訳は分解50%、組立て50%である。
2. 標準的作業に必要な装備品・専用部品が含まれている。
3. 運搬費等には、下記①から⑤までの費用が含まれており、労務費・クレーン運転費の合計額に上表の率を乗じて計上する。
- ① トラック及びトレーラによる運搬費（往復）（誘導車、交通誘導警備員含む。）
- ② 自走による本体賃料・損料
- ③ 運搬中の本体賃料・損料
- ④ 分解・組立時の本体賃料
- ⑤ ウエス、洗浄油、グリス、油圧作動油等の費用
4. 諸雑費は、分解・組立てのみを計上する際に適用し、下記①及び②の費用が含まれており、労務費・クレーン運転費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
- ① 分解・組立時の本体賃料
- ② ウエス、洗浄油、グリス、油圧作動油等の費用

[削る]

[削る]

(e) 建設機械等の運搬基地

運搬基地は、建設機械等の所在場所等を勘案して決定するものとする。

(f) 重建設機械及びその他諸機械の組立て、解体に要する費用

(工) 準備費

a [略]

(a) [略]

i ~ iii [略]

(b) [略]

i ~ iv [略]

(c) [略]

(d) (a)から(c)に掲げるもののほか、伐開、除根、除草等に伴い発生する建設副産物等を工事現場外に搬出する費用、当該建設副産物等の処理費用等工事の施工上必要な準備に要する費用

(e) 準備に伴い発生する交通誘導警備員の費用については、直接工事費のその他費用に積上げ計上する。

b 積算方法

準備費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記(工)のaの(a)、(b)、(c)とし、積み上げ計上する項目は前記(工)のaの(d)に要する費用とし、現場条件を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。

(ク) 役務費

a 役務費として積算する内容は次のとおりとする。

(a) 土地の借上げ等に要する費用

(b) 電力、用水等の基本料

(c) 電気設備用工事負担金

b 積算方法

役務費の積算は、現場条件を的確に把握することにより必要額を適正に積み上げるものとする。

(a) 借地料

i 宅地・宅地見込地および農地 $A = B \times 0.06 \div 12$

ii 林地およびその他の土地 $A = B \times 0.05 \div 12$

ただし、A：借地単価（円/m²/月） B：土地価格（円/m²）

(注)上記算定式は、公共用地の取得に伴う損失補償基準第25条及び同運用に係る場合に適用する。

(b) 電力基本料金

料金は、負荷設備、使用条件に応じて異なるため、個々に電力会社の規定により積算する。

(工) 準備費

a [略]

(a) [略]

(1) ~ (3) [略]

(b) [略]

(1) ~ (4) [略]

(c) [略]

(d) (a)から(c)に掲げるもののほか、建設副産物（産業廃棄物）の処理に要する費用等の工事施工上必要な準備等に要する費用
ただし、建設副産物（産業廃棄物）の処理に対し別途定めがある場合はこれを除く。

[新設]

b 積算方法

準備費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記(工)のaの(a)、(b)、(c)とし、積み上げ計上する項目は前記(工)のaの(d)に要する費用とする。

(ク) 役務費

a 役務費として積算する内容は次のとおりとする。

(a) 土地の借上げ及び軽微な補償（立木の補償等）に要する費用

(b) 電力、用水等の基本料

(c) 電気設備用工事負担金

b 積算方法

役務費の積算は、現場条件を的確に把握することにより必要額を適正に積み上げるものとする。

[新設]

[新設]

(c) 電気設備用工事負担金

電力設備用工事負担金とは、臨時電力（1年未満の契約の契約期間の場合に適用。）の臨時工事費及び高圧電力甲等（1年以上の契約期間で1年間までは負荷を増減しない場合に適用）の、工事費負担金を総称するものである。

工事費負担金は、使用する設備容量、電気供給契約種別、電力会社が施設する配電路線の延長等によって異なるため、設備容量、使用期間、使用場所等を定めて負担金を計上する。

(カ) 事業損失防止施設費

a [略]

(a) 工事施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、濁水、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去及び当該仮施設の維持管理等に要する費用。

(b) [略]

b [略]

(キ) 技術管理費

a [略]

(a)～(c) [略]

(d) (a)から(c)までに掲げるもののほか、技術管理上必要な資料の作成に要する費用

b 積算方法

(a) 技術管理費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、上記 a の(a)から(c)までのうち下記の項目とする。

i～iii [略]

iv 完成図、マイクロフィルムの作成及び電子納品等に要する費用

v・vi [略]

vii コンクリートの単位水量測定、ひび割れ調査、テストハンマーによる強度推定調査に要する費用

viii～xii [略]

(b) [略]

i [略]

(i)～(ii) [略]

ii [略]

(i)～(ii) [略]

(iii) 施工前に既設構造物の配筋状況の確認を目的とした特別な機器（鉄筋探査等）を用いた調査に要する費用

[新設]

(カ) 事業損失防止施設費

a [略]

(a) 工事施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去及び当該仮施設の維持管理等に要する費用。

(b) [略]

b [略]

(キ) 技術管理費

a [略]

(a)～(c) [略]

(d) (a)～(b)に掲げるもののほか、技術管理上必要な資料の作成に要する費用

b 積算方法

(a) 技術管理費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、上記 a の(a)、(b)及び(c)のうち下記の項目とする。

(1)～(3) [略]

(4) 完成図の作成に要する費用

(5)・(6) [略]

[新設]

(7)～(11) [略]

(b) [略]

(1) [略]

①～② [略]

(2) [略]

①～② [略]

[新設]

iii 施工合理化調査、施工形態動向調査及び諸経費動向調査に要する費用
(i) 調査に要する費用とし、その費用については、間接工事費、一般管理費等の対象とする。

iv その他前記 i 及び ii に含まれない項目で、特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用

(7) 営繕費

a [略]

(a)～(c) [略]

(d) 労働者を現場事務所等集散場所まで輸送するために要する費用（現場条件により現場事務所から作業地点へのモノレール輸送、海上輸送等による労働者の輸送に要する費用は、積上げ計算によるものとする。）

(e)～(h) [略]

b 積算方法

(a) 営繕費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、a の(a)から(e)までとする。

(b) 監督員詰所、火薬庫等の設置は、工事期間、工事場所、施工時期、工事規模、監督体制等を考慮して必要な費用を積み上げるものとする。

i [略]

ii 火薬庫類

(i) 火薬庫類の計上区分

㊦ 大規模工事（1 工事の火薬使用量が、20 t 以上の工事及びトンネル工事）

表 6-16 火薬庫類等の計上区分及び規格

火薬庫類等	規 格
火 薬 庫	2 級火薬庫 鋼製移動式 2 t 庫 5.0㎡
火 工 品 庫	鋼製移動式 1 t 庫 3.2㎡
取 扱 所	鋼製移動式 3.2㎡
火 工 所	組立テント式 1.9㎡

備考 各都道府県の条例、現場条件等により、現場に火薬庫を設置することが不適当と判断される場合は、小規模工事に準じる。

[新設]

[新設]

(3) その他前記(1)、(2)に含まれない項目で、特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用

(7) 営繕費

a [略]

(a)～(c) [略]

(d) 労働者の輸送に要する費用

(e)～(h) [略]

b 積算方法

(a) 営繕費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、a の(a)、(b)、(c)、(d)及び(e)とする。

(b) 監督員詰所、火薬庫等の設置は、工事期間、工事場所、施工時期、工事規模、監督体制等を考慮して必要な費用を積み上げるものとする。

(1) [略]

(2) 火薬庫類

① 火薬庫類の計上区分

ア) 大規模工事（1 工事の火薬使用量が、20 t 以上の工事及びトンネル工事）

火薬庫類等の計上区分及び規格

火薬庫類等	規 格
火 薬 庫	2 級火薬庫 鋼製移動式 2 t 庫 5.0㎡
火 工 品 庫	鋼製移動式 1 t 庫 3.2㎡
取 扱 所	鋼製移動式 3.2㎡
火 工 所	組立テント式 1.9㎡

備考 各都道府県の条例、現場条件等により、現場に火薬庫を設置することが不適当と判断される場合は、小規模工事に準じる。

④ 小規模工事（大規模以外の工事）

表 6-17 火薬庫類等の計上区分及び規格

火薬庫類等	規 格	適 用
取 扱 所	鋼製移動式 3.2㎡	1 日の使用量が25kg以下の場合は計上しない
火 工 所	組立テント式 1.9㎡	

（注）交通不便な箇所において火薬庫を設置して火薬類を保管する必要があると判断される場合又は、各都道府県等で条例、その他別途定められている場合においては必要に応じて火薬庫を計上するものとする。

(ii) 火薬庫類の営繕損料

表 6-18 1 現場当たり火薬庫類損料

火薬庫類等	規 格	損料（円）
火 薬 庫	2 級火薬庫 鋼製移動式 2 t 庫 5.0㎡	620,000
火 工 品 庫	鋼製移動式 1 t 庫 3.2㎡	523,000
取 扱 所	鋼製移動式 3.2㎡	459,000
火 工 所	組立テント式 1.9㎡	54,000

（注）1. 損料は、2 年以下一律。

2. 1 現場当たりの使用期間が 2 年を超える場合は次のとおりとする。
2～4 年の場合は、上表損料の 40% 増とする。
4 年を超える場合は、火薬庫類の耐用年数を考慮し別途積算する。

3. 火薬庫類損料には、火薬庫類の設置・撤去、立入り防止柵、警報装置、避雷装置等の費用を含む。

(iii) 保安管理費

⑦ [略]

⑧ 火薬庫類の設置に当たり土地の借上げが必要な場合は、別途考慮することができる。

(c) 現場事務所、監督員詰所等の美装化、シャワーの設置、トイレの水洗化に要する費用

「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて」（平成 11 年 7 月 1 日付け 11-13 林野庁指導部長通知）により積算するものとする。

(d) その他、現場条件等により積上げを要する費用

(e) 同一の事業（事業名によらず、同種の事業内容であった前身の事業を含む。）により設置された作業施設を使用して工事を施工する場合には、当該作業施設の使用に要する費用相当額を営繕費から控除するものとする。

イ) 小規模工事（大規模以外の工事）

火薬庫類等の計上区分及び規格

火薬庫類等	規 格	適 用
取 扱 所	鋼製移動式 3.2㎡	1 日の使用量が25kg以下の場合は計上しない
火 工 所	組立テント式 1.9㎡	

（注）交通不便な箇所において火薬庫を設置して火薬類を保管する必要があると判断される場合又は、各都道府県等で条例、その他別途定められている場合においては必要に応じて火薬庫を計上するものとする。

② 火薬庫類の営繕損料

1 現場当たり火薬庫類損料

火薬庫類等	規 格	損料（円）
火 薬 庫	2 級火薬庫 鋼製移動式 2 t 庫 5.0㎡	620,000
火 工 品 庫	鋼製移動式 1 t 庫 3.2㎡	523,000
取 扱 所	鋼製移動式 3.2㎡	459,000
火 工 所	組立テント式 1.9㎡	54,000

（注 1）1 現場当たりの使用期間が 2 年を超える場合は次のとおりとする。

(1) 2～4 年の場合は、上表損料の 40% 増とする。

(2) 4 年を超える場合は、火薬庫類の耐用年数を考慮し別途積算する。

（注 2）火薬庫類損料には、火薬庫類の設置・撤去、立入り防止柵、警報装置、避雷装置等の費用を含む。

③ 保安管理費

ア) [略]

イ) 火薬庫類の設置に当たり土地の借上げが必要な場合は、別途考慮することができる。

[新設]

(3) その他、現場条件等により積上げを要する費用

(4) 同一の事業（事業名によらず、同種の事業内容であった前身の事業を含む。）により設置された作業施設を使用して工事を施工する場合には、当該作業施設の使用に要する費用相当額を営繕費から控除するものとする。

(ケ) 安全費

a 安全費として積算する内容は次のとおりとする。

(a)・(b) [略]

(c) (a)及び(b)に掲げるもののほか、工事施工上必要な安全対策に要する費用
なお、交通管理に要する費用（交通誘導員及び機械の誘導員等の費用）につい
ては、直接工事費のその他の費用に積上計上するものとする。

b 積算方法

(a) 安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、上記 a の (a)
及び(b)のうち下記の項目する。

i～iii [略]

iv 夜間工事その他照明が必要な作業を行う場合における照明に要する費用（大
規模な照明設備を必要とする広範な工事（ダム・トンネル工事）は除く。）

v・iv [略]

vii 粉塵作業の予防に要する費用（ただし、「ずい道等建設工事における粉塵対
策に関するガイドライン」によるトンネル工事の粉塵発生源に係る措置の各設
備は、仮設工に計上する。）

viii～x [略]

(b) [略]

i 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入り口等に配置する安
全管理要員等に要する費用

ii バリケード、転落防止柵、工事標識、照明等のイメージアップに要する費用
積算方法は、「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて」（平
成 11 年 7 月 1 日付け 11-13 林野庁指導部長通知）による。

iii [略]

iv 河川および海岸の工事区域に隣接して、航路がある場合の安全標識・警戒船
運転に要する費用

v 岩石掘削時に必要な発破・監視のための費用

vi～vii [略]

(ケ) 安全費

a 安全費として積算する内容は次のとおりとする。

(a) 交通管理等に要する費用

(b)・(c) [略]

(d) (a)から(c)に掲げるもののほか、工事施工上必要な安全対策に要する費用

b 積算方法

(a) 安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、上記 a の (a)、
(b)、(c)のうち下記項目とする。

(1)～(3) [略]

(4) 夜間作業を行う場合における照明に要する費用

(5)・(6) [略]

(7) 粉塵作業の予防に要する費用

(8)～(10) [略]

(b) [略]

(1) 交通誘導員及び機械の誘導員等の交通管理に要する費用

現地条件に応じて、交通誘導警備員の配置人員、作業時間帯期間を計上する。

(2) 鉄道等に近接した工事現場における出入り口等に配置する安全管理要員等
に要する費用

(3) バリケード、転落防止柵、照明、工事標識等の美装化等に要する費用

(4) [略]

(5)～(6) [略]

[削る]

交通誘導警備員等の計上区分

区 分	現場条件	計 算 式	
		交通誘導員A	交通誘導員B
1	昼間勤務（8：00～17：00）	$A \times \text{必要日数} \times N$	$A \times \text{必要日数} \times N$
	実働8時間（交替要員無し）		
2	昼間勤務（8：00～17：00）	$1.2A \times \text{必要日数} \times N$	$1.2A \times \text{必要日数} \times N$
	実働9時間（交替要員有り）		
3	昼間勤務（20：00～5：00）	$1.5A \times \text{必要日数} \times N$	$1.5A \times \text{必要日数} \times N$
	実働8時間（交替要員無し）		
4	昼間勤務（20：00～5：00）	$1.8A \times \text{必要日数} \times N$	$1.8A \times \text{必要日数} \times N$
	実働8時間（交替要員有り）		
5	24時間勤務	$3.0A \times \text{必要日数} \times N$	$3.0A \times \text{必要日数} \times N$
	実働22時間（交替要員無し）		
(6	24時間勤務	$3.4A \times \text{必要日数} \times N$	$3.5A \times \text{必要日数} \times N$
	実働24時間（交替要員有り）		

- (注) (1) A：交通誘導警備員単価 N：配置人員
 (2) 日曜、祝祭日等の休日割増は適用しない。
 (3) 区分5、6は2交替制勤務とする。
 (4) 交替要員有りは、休憩、休息時間についても交通整理を行う場合に適用する。
 (5) 作業時間帯等が異なる場合は、別途積算するものとする。

イ 現場管理費

(ア) [略]

(イ) 算定方法

現場管理費は、表 6－20（第 1 表から第 4 表）の工種区分に従って純工事費ごとに求めた現場管理比率を、当該純工事費に乗じて得た額の範囲内として次式により算定するものとする。

$$\text{現場管理費} = \text{純工事費} \times \text{現場管理費率 (J o)}$$

なお、純工事費については、「第 6 の 1 (2) ア (イ) の共通仮設費の率計算による部分」の表 6－2 間接工事費等の項目別対象表」によるものとする。

ただし、2 種以上の工種からなる工事は、その主たる工種の現場管理費率を適用するものとする。

[削除]

イ 現場管理費

(ア) [略]

(イ) 算定方法

算定は、次表の工種区分ごとの率に、純工事費 (N p) を乗じて得た額の範囲内とする。

ただし、2 種以上の工種からなる工事は、その主たる工種の現場管理費率を適用するものとする。

a 現場管理費の率計算による部分

[算定式]

$$\text{現場管理費} = \text{純工事費 (N p)} \times (\text{現場管理費率 (J O)} + \text{補正率})$$

・ 純工事費 (N p) は、直接工事費＋共通仮設費＋（支給品費＋無償貸付機械評価額）による。ただし、次のものは、現場管理費算定の基礎となる純工事費に含めないものとする。

a 鋼桁、門扉等の工場製作に係る費用のうち工場原価

b ヘリコプターの飛行経費

c 建設副産物（産業廃棄物）の処分場処理経費

ただし、都道府県等において当該事項について、別に取扱要領等により定めがある場合にはこれを除く。

[J O の算定式]

$$J O = A \cdot N p \cdot b$$

ただし、J O：現場管理費率 (%)

N p：純工事費 (円)

A, B：変数値

・ 補正率は施工地域、工事期間等による補正係数

・ J O の値は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。

表 6－20 工種別現場管理費率標準値表

第 1 表

工種区分	純工事費	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	適用区分	(注) 1 の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする (%)
	(%)	A	b	
河川工事	42.02	1,169.0	－0.2110	14.75
河川・道路構造物工事	<u>41.29</u>	<u>420.8</u>	<u>－0.1473</u>	<u>19.88</u>
治山・地すべり工事	44.58	1,281.7	－0.2131	15.48
海岸工事	26.90	104.0	－0.0858	17.57
森林整備	41.68	366.3	－0.1379	21.03
道路工事	32.73	80.0	－0.0567	24.71
鋼橋架設工事	<u>46.66</u>	<u>276.1</u>	<u>－0.1128</u>	<u>26.66</u>
P C 橋工事	30.09	113.1	－0.0840	19.84
舗装工事	39.39	622.2	－0.1751	16.52
公園工事	41.68	366.3	－0.1379	21.03

第 2 表

工種区分	純工事費	700万円を超え 3 億円以下		3 億円を超えるもの
	適用区分	(注) 1 の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする (%)
	(%)	A	b	
橋梁保全工事	<u>63.10</u>	<u>1508.7</u>	<u>－0.2014</u>	<u>29.60</u>

工種別現場管理費率標準値表

工種区分	純工事費	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	適用区分	算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする (%)
	(%)	A	b	
河川工事	42.02	1,169.0	－0.2110	14.75
河川・道路構造物工事	<u>28.22</u>	<u>52.6</u>	<u>－0.0395</u>	<u>23.20</u>
治山・地すべり工事	44.58	1,281.7	－0.2131	15.48
海岸工事	26.90	104.0	－0.0858	17.57
森林整備	41.68	366.3	－0.1379	21.03
道路工事	32.73	80.0	－0.0567	24.71
鋼橋架設工事	<u>39.06</u>	<u>105.6</u>	<u>－0.0631</u>	<u>28.56</u>
P C 橋工事	30.09	113.1	－0.0840	19.84
舗装工事	39.39	622.2	－0.1751	16.52
公園用地造成工事	41.68	366.3	－0.1379	21.03

[新設]

第3表

工種区分	純工事費	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする		下記の率とする
	(%)	A	b	(%)
道路維持工事	58.61	605.1	-0.1609	31.23

第4表

工種区分	純工事費	1000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする		下記の率とする
	(%)	A	b	(%)
トンネル工事	43.96	203.6	-0.0951	26.56

(注) 1. 現場管理費率(Jo)の算定式

$$Jo = A \times Np^b$$
 (小数点以下第3位を四捨五入し、2位止めとする。)

ただし、Jo：現場管理費率(%)

Np：純工事費(円)

A、b：変数値

2・3 [略]

(ウ) 現場管理費率の補正

現場管理費率の補正については、「施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正」を適用するとともに、「施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正」または「大都市を考慮した現場管理費率の補正」のいずれかを適用するものとする。

a 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正

施工時期、工事期間を考慮して、工種別現場管理費率標準値を補正することができるものとする。

ただし、次の「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合」と「緊急工事の場合」を合わせて適用する場合の補正值の上限は、2.0%とする。

工種区分	純工事費	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする		下記の率とする
	(%)	A	b	(%)
道路維持工事	51.14	316.8	-0.1257	31.27

工種区分	純工事費	1000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする		下記の率とする
	(%)	A	b	(%)
トンネル工事	43.96	203.6	-0.0951	26.56

[新設]

備考 1・2 [略]

b 現場管理費率の補正

(a) 施工時期、工事期間等による取扱い

施工時期、工事期間等を考慮して、工種別現場管理費率標準値を補正することができるものとする。

[新設]

(a) 積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合

i 積雪寒冷地域の範囲

国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和 24 年法律第 200 号）及び寒冷地手当支給規則（昭和 39 年総理府令第 33 号）に規定される寒冷地手当を支給する地域とする。

ii 積雪寒冷地の適用期間は、次表のとおりとする。

表 6-21 積雪寒冷地の適用期間

施工期間	運用地域	備 考
11月 1 日 ～ 3月31日	北海道、青森県、 秋田県	積雪地特性として11月中の降雪が5 日以上あること
12月 1 日 ～ 3月31日	上記以外の地域	

iii 工場製作工事及び冬期条件下で施工することが前提となっている除排雪工事等は適用しない。

iv 現場管理費の補正率は、次によるものとする。

補正率（％）＝冬期率×補正係数

冬期率＝ $\frac{12月1日～3月31日（11月1日～3月31日）までの工事期間}{工 期}$

ただし、工期については、実際に工事を施工するために要する実工事期間（準備期間と跡片付け期間を含む。）とする。

表 6-22 補正係数

積雪寒冷地域の区分	補正係数
1 級 地	1.80
2 "	1.60
3 "	1.40
4 "	1.20

- (注) (1) 冬期率は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。
(2) 補正率は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。
(3) 施工地域が 2 つ以上となる場合には、補正係数の大きい方を適用する。

(b) 緊急工事の場合

緊急工事は 2.0%の補正値を加算するものとする。緊急工事とは、昼夜間連続作業が前提となる緊急を要する工事で、災害復旧事業又はこれと同等の緊急を要する工事とする。

(1) 積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合（施工時期による補正）

① 積雪寒冷地域の範囲

国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和 24 年法律第 200 号）及び寒冷地手当支給規則（昭和 39 年総理府令第 33 号）に規定される寒冷地手当を支給する地域とする。

② 積雪寒冷地の適用期間は、次表のとおりとする。

施工期間	運用地域	備 考
11月 1 日 ～ 3月31日	北海道、青森県、 秋田県	積雪地特性として11月中の降雪が5 日以上あること
12月 1 日 ～ 3月31日	上記以外の地域	

[新設]

(2) 現場管理費の補正率は、次によるものとする。

補正率（％）＝冬期率×補正係数

冬期率＝ $\frac{12月1日～3月31日（11月1日～3月31日）までの工事期間}{工 期}$

ただし、工期については、実際に工事を施工するために要する実工事期間（準備期間と跡片付け期間を含む。）とする。

補正係数

積雪寒冷地域の区分	補正係数
1 級 地	1.80
2 "	1.60
3 "	1.40
4 "	1.20

- (注) (1) 冬期率は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。
(2) 補正率は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。
(3) 施工地域が 2 つ以上となる場合には、補正係数の大きい方を適用する。

[新設]

b 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正

(a) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正は、表 6-20 工種別現場管理費率標準値表の現場管理費率標準値に下表の補正値を加算するものとする。

表 6-23 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正

施工地域・工事場所区分		補正値 (%)
市街地		1.5
山間僻地及び離島		0.5
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.0
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	—

(注) 1. 施工地域の区分は、以下のとおりとする。

市街地は、施工地域が人口集中地域（D I D地区）及びこれに準ずる地区をいう。D I D地区とは、国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上で、その全体が5,000人以上となっている地域をいう。

山間僻地及び離島は、施工地域が人事院規則における特勤手当を支給するするために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。

地方部は、施工地域が上記以外の地区をいう。

2. 「地方部」の区分の「施工場所が一般交通等の影響を受ける場合」とは、次のいずれかに該当する場合とする。

(1) 施工場所において、一般交通の影響を受ける場合

(2) 地下埋設物件の影響を受ける場合

(3) 50m以内に人家等が連なっている場合

3. 工事箇所において、施工地域区分が二つ以上となる場合は、補正値の大きい方を適用する。

(b) 次表の施工地域区分及び工種区分における現場管理費率の補正は、表 6-20 工種別現場管理費率標準値表の現場管理費率標準値に表 6-24 の補正係数を乗じるものとする。

表 6-24 市街地における現場管理費率の補正係数

施工地域区分	工種区分	補正係数
市街地	鋼橋架設工事	1.1
	橋梁保全工事	
	舗装工事	
	道路維持工事	

※ (a) 及び (b) の補正のどちらも適用できる場合、当該工事の補正については、(b) の補正を適用する。

(b) 施工地域、工事場所による取扱い

施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正については、下表の補正率を加算補正するものとする。（施工地域等による補正）

施工地域・工事場所区分		補正率 (%)
市街地		1.5
山間僻地及び離島		0.5
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.0
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	—

また、以下の施工地域、施工場所及び工種区分の場合における現場管理費率の補正は工種別現場管理費率標準値表の現場管理費率に下表の補正係数を乗じるものとする。

施工地域区分	工種区分	補正係数
市街地	鋼橋架設工事	1.1
	舗装工事	
	道路維持工事	

(注) 施工地域・施工場所の区分等は、共通仮設費率の補正を準用する。

改正後

c 大都市を考慮した現場管理費率の補正

(a) 次表の施工地域区分及び工種区分における現場管理費率の補正は、表 6－20 工種別現場管理費率標準値表の現場管理費率標準値に表 6－25 の補正係数を乗じるものとする。なお、次表の施工地域区分及び工種区分以外の場合は適用しない。

また、工事場所において、施工地域区分が二つ以上となり、そのうち大都市(1)及び(2)を含む場合は、大都市(1)及び(2)を考慮した現場管理費率の補正を行うものとする。

表 6－25 大都市における現場管理費率の補正係数

施工地域区分	工種区分	補正係数
大都市(1)・(2)	鋼橋架設工事	1.2
	舗装工事	
	道路維持工事	

(注) 大都市(1)・(2)の補正を適用できる施工地域区分は、以下のとおりとする。

大都市(1)・(2)： 札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市のうち、施工地域区分が市街地をいう。

市街地とは、施工地域が人口集中地区（D I D 地区）及びこれに準ずる地区をいう。D I D 地区とは、国勢調査による地域別人口密度が 4,000 人/km2 以上でその全体が 5,000 人以上となっている地域をいう。

d 設計変更の取扱い

設計変更時における現場管理費率の補正について、工事区間の延長等により当初計上した補正值に増減が生じた場合は、設計変更の対象として処理するものとする。

e 現場管理費の計算

(a) a 及び b の両方に該当する場合

現場管理費＝対象純工事費×（（現場管理費率標準値×補正係数）＋補正值）

(b) b 及び c の両方に該当する場合

現場管理費＝対象純工事費×（現場管理費率標準値＋補正值）

ただし、対象純工事費：純工事費＋支給品費＋無償貸与機械等評価額

現

行

[新設]

[新設]

[新設]

(3) 一般管理費等及び消費税等相当額

ア 一般管理費等の算定

一般管理費等は、一般管理費及び付加利益の額の合計額とし、前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合の一般管理費等の額は、次表の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を、当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。

$$\text{一般管理費等} = \text{工事原価} \times \text{一般管理費等率 (Gp)}$$

なお、前払金支出割合が35%以下の場合は、下記イ(7)及び(イ)により補正するものとする。

表6-26 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	20.29%	<u>(注)1 一般管理費等率算定式</u> により算出された率	7.41%

(注)1. 一般管理費等率算定式

$$Gp = -4.63586 \cdot \log(Cp) + 51.34242$$

ただし、Gp：一般管理費等率（%）

Cp：工事原価（単位：円）

Gpの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

2. なお、工事原価については、「第6の1(2)ア(イ)a 共通仮設費の率計算による部分」表6-2 間接工事費等の項目別対象表」によるものとする。

イ 一般管理費等率の補正

(7) 前払金支出割合の相違による補正

前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等の率は、次表の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を表6-26に基づく一般管理費等率に乗じて得た率とする。

(3) 一般管理費等

ア 算定方法

一般管理費等は、一般管理費及び付加利益の額の合計額とし、次表の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を、当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。

(7) 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	20.29%	<u>下の算定式</u> により算出された率	7.41%

[算定式]

$$\text{一般管理費等} = \text{工事原価 (Cp)} \times (\text{一般管理費等率 (Gp)} \times \text{補正係数} + \text{補正值})$$

・ 工事原価 (Cp) は、純工事費＋現場管理費による。

ただし、次のものは、一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。

a 支給品費

b 無償貸付機械評価額

c ヘリコプターの飛行経費

d 建設副産物（産業廃棄物）の処分場処理経費

ただし、都道府県等において当該事項について、別に取扱要領等により定めがある場合にはこれを除く。

[Gpの算定式]

$$Gp = -4.63586 \cdot \log(Cp) + 51.34242$$

ただし、Gp：一般管理費等率（%）

Cp：工事原価（単位：円）

Gpの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

(イ) 一般管理費等率の補正

a 前払金支出割合による補正

前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等の率は、上記(7)で算定した一般管理費等率に次表の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を乗じて得た率とする。

表 6-27 前払金支出割合による補正

前 払 金 支出割合区分	0 %から 5 %以下	5 %を超え 15%以下	15%を超え 25%以下	25%を超え 35%以下
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01

(注) アで求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

(イ) 契約の保証に係る補正

上記(ア)の補正值に、表 6-28 の契約保証に係る補正值を加算したものを一般管理費等率とする。

表 6-28 契約保証に係る補正

契約保証の方法	補正值 (%)
<u>ケース 1</u> 発注者が金銭的保証制度を必要とする場合 <u>(工事請負契約書第 4 条を採用する場合)</u>	0.04
<u>ケース 2</u> 発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09
<u>ケース 3</u> 上記以外の場合	補正しない

(注) 1. ケース 3 の具体例は以下のとおりである。

(1) 予算決算及び会計令第 100 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合

(2) 契約保証を必要とするケースと必要としないケースが混在する混合入札の場合、契約保証費は積算では計上しないものとする。

2. 契約保証費を計上する場合は、原則として当契約の積算に見込むものとする。

[削除]

(4) 消費税等相当額

第 7 請負工事費以外の工事費（附帯工事費、測量設計費、用地費、補償費等）の積算基準

1 附帯工事費

附帯工事費は、治山関係事業及び林道関係事業の工事の施工により他の施設の全部若しくは一部の機能若しくは効用が失われる場合、又は他の施設、人家等に被害を与えるおそれがある場合にこれを回復、又は被害を防止させるための施設を施工する工事（以下「附帯工事」という。）に要する費用とする。

その積算方法は、都道府県知事等（当該附帯工事に係る施設の管理者である都道府県知事等を除く。）が直接施工する場合と、当該附帯工事に係る施設の管理者が施工する場合とに区分し、次によりるものとする。

前 払 金 支出割合区分	0 %から 5 %以下	5 %を超え 15%以下	15%を超え 25%以下	25%を超え 35%以下
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01

(注) (ア)で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

b 契約保証に係る補正

契約の保証に必要な費用については、上記(ア)又は(イ)の a により算定した一般管理費等の率に下表の補正值を加えて得た率とする。

契約保証の方法	補正值 (%)
発注者が金銭的保証を必要とする場合	0.04
発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09
上記以外の場合	補正しない

(注 1) 上記以外の場合の具体例は以下のとおりである。

(1) 予算決算及び会計令第 100 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合

(2) 契約保証を必要とするケースと必要としないケースが混在する混合入札の場合、契約保証費は積算では計上しないものとする。

(注 2) 契約保証費を計上する場合は、原則として当契約の積算に見込むものとする。

(4) 本積算基準以外の工事の取扱い

鋼橋製作等主として工場製作に係る工事又はこの積算基準によることが著しく困難であると認められる工事については、他の積算方法等により算定できるものとする。

(5) [略]

2 附帯工事費

附帯工事費は、都道府県知事等（当該附帯工事に係る施設の管理者である都道府県知事等を除く。）が直接施工する場合と、当該附帯工事に係る施設の管理者が施工する場合とに区分し、次により積算する。

(1)・(2) [略]

2 測量設計費

測量設計費は、治山関係事業及び林道関係事業の工事及び附帯工事を実施するために必要な調査、測量、設計、試験、観測等に必要な請負費、委託費とする。

ただし、当該区域及び当該路線に係る本工事が2年度以上にわたって継続施工されるもので、当該区域及び当該路線に係る工事に関する全体計画が策定されている場合には、当該年度施工予定箇所を含む当該全体計画に関連する測量設計費を含めることができる。

請負工事費及び附帯工事を実施するための測量設計費については、別に定める基準により積算するものとする。

3 用地費及び補償費

用地費及び補償費は、森林整備保全事業の工事の施工に必要な土地等の買収費、借料（現 場事務所、宿舍等の敷地購入費等を除く。）及び施工によって損失を受ける者に対する補償に要する費用（補償金に代えて直接施工する補償工事に要する費用を含む。）とする。

ただし、当該区域に係る工事が2年度以上にわたって施工されるものであり、当該区域に係る工事に関する全体計画が策定されている場合には、当該年度施工予定箇所を含む当該全体計画に関連する用地費及び補償費を含めることができる。

用地費及び補償費の積算方法は、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」（昭和37年6月29日閣議決定）を適用するものとする。なお、治山関係事業については、「民有林直轄治山事業等に伴う損失補償の取扱について（昭和43年1月25日付け43林野治第1号）に準ずるものとする。

ただし、都道府県等において当該事項について別に取扱要領等を定めている場合はこれによることができる。

4・5 [略]

6 営繕費

営繕費は、治山関係事業及び林道関係事業に係る工事の施工に必要な現場事務所、見張所、倉庫、仮設宿舍等の新築、改築、購入、修繕等に要する費用及び借料並びにこれらの建物に係る敷地の買収費、借料及びこれに附帯する電気、電話、水道、ガス、排水等の工事に要する費用とし、積上げにより積算することができる。

改 正 後

7～13 [略]

第8 災害復旧事業等の査定に係る積算について [略]

(1)・(2) [略]

3 測量設計費

本工事費及び附帯工事を実施するための設計、測量、調査等については、別に定める基準により積算するものとする。

4 用地費及び補償費

治山関係事業において用地費及び補償費を積算する必要がある場合は、公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱（昭和37年6月29日閣議決定）を適用し、「民有林直轄治山事業等に伴う損失補償の取扱について（昭和43年1月25日付け43林野治第1号）に準ずるものとする。

林道関係事業において用地費又は補償費を積算する必要がある場合は、公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱を適用する。

ただし、都道府県等において当該事項について別に取扱要領等を定めている場合はこれによることができる。

5・6 [略]

7 営繕費

工事の施工上、必要と認められる場合においては、その営繕に要する費用を積上げにより積算することができる。

8～14 [略]

第6 災害復旧事業等の査定に係る積算について [略]

第9-1 治山関係事業の積算書の構成及び様式

- 1 [略]
2 箇所別設計書
(1)～(3) [略]
(4) 請負工事費内訳表
(5)～(16) [略]

別記様式
総設1号 表紙
[略]

総設2号 事業細目別総括表

事業細目別総括表							
事業細目	工事費						
	請負工事費	附帯工事費	測量設計費	用地費及び補償費	機械器具費	営繕費	工事費
//////////	//////////		//////////		//////////	//////////	//////////
//////////	//////////		//////////		//////////	//////////	//////////
計							
工事費に対する率 %							

記載注意 [略]

総設3号～総設5号 [略]

設1号～設2号 [略]

設3号 施工経費総括表
表 [略]
記載注意

第7-1 治山関係事業の積算書の構成及び様式

- 1 [略]
2 [略]
(1)～(3) [略]
(4) 本工事費内訳表
(5)～(16) [略]

別記様式
総設1号 表紙
[略]

総設2号 事業細目別総括表

事業細目別総括表							
事業細目	工事費						
	本工事費	附帯工事費	測量設計費	用地費及び補償費	機械器具費	営繕費	工事費
//////////		//////////		//////////		//////////	//////////
//////////		//////////		//////////		//////////	//////////
計							
工事費に対する率 %							

記載注意 [略]

総設3号～総設5号 [略]

設1号～設2号 [略]

設3号 施工経費総括表
表 [略]
記載注意

区分は、請負工事費、附帯工事費、測量及び試験費、用地費及び補償費等とし、その合計とする。

設 4 号 請負工事費内訳表

<u>請 負</u> 工 事 費 内 訳 表					
区 分	名 称	種 別	数 量	単 位	単 価
					円
////////	////////	////////		////////	////////
////////	////////	////////		////////	////////

記載注意
[略]

設 5 号～設 16 号 [略]

第 9－ 2 林道関係事業の積算書の構成及び様式
[略]

- (1) 設計書の構成は次のとおりとする。
ア～ウ [略]
エ 請負工事費内訳表 第 4 号様式
オ～コ [略]
(2) [略]

第 1 号様式～第 2 号様式－ 2 [略]

第 3 号様式

事 業 費 総 括 表		
費 目	金 額	摘 要
事 業 費		
工 事 費		
<u>請 負</u> 工 事 費		<u>請負</u> 工事費内訳表のとおり
以下 [略]		

(注) [略]

区分は、本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、用地費及び補償費等とし、その合計とする。

設 4 号 本工事費内訳表

<u>本</u> 工 事 費 内 訳 表					
区 分	名 称	種 別	数 量	単 位	単 価
					円
////////	////////	////////		////////	////////
////////	////////	////////		////////	////////

記載注意
[略]

設 5 号～設 16 号 [略]

第 7－ 2 林道関係事業の積算書の構成及び様式
[略]

- (1) 設計書の構成は次のとおりとする。
ア～ウ [略]
エ 本工事費内訳表 第 4 号様式
オ～コ [略]
(2) [略]

第 1 号様式～第 2 号様式－ 2 [略]

第 3 号様式

事 業 費 総 括 表		
費 目	金 額	摘 要
事 業 費		
工 事 費		
<u>本</u> 工 事 費		<u>本</u> 工事費内訳表のとおり
以下 [略]		

(注) [略]

第4号様式

請負工事費内訳表

費目	工種	数量	単位	単価	金額	摘要
[略]						
<u>請負</u> 工事費計						

第5号様式～第9号様式 [略]

第10－1・第10－2 [略]

<参考基準等>

第1 数量計算及び単位等
[略]

第2 設計書の単位（金額）
[略]

（参考）治山関係事業の工種分類
[略]

[削除]

第4号様式

本工事費内訳表

費目	工種	数量	単位	単価	金額	摘要
[略]						
<u>本</u> 工事費計						

第5号様式～第9号様式 [略]

第8－1・第8－2 [略]

<参考基準等>

第1 数量計算及び単位等
[略]

第2 設計書の単位（金額）
[略]

（参考）治山関係事業の工種分類
[略]

（参考）職種区分
[略]